

平成26年度 包括外部監査結果報告書

選定した特定の事件（テーマ）

放置自転車対策事業及び自転車駐車場の管理運営について

平成27年3月

荒川区包括外部監査人

(本報告書における記載内容などの注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。単位未満の端数を四捨五入して表示している場合などには、その旨の記載を行っている。

公表されている資料などを使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値などの出典

報告書の数値などは、原則として荒川区が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には出典は記載していない。

報告書の数値などのうち、荒川区以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値などを用いたもの、あるいは他の地方公共団体の数値などを表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

包括外部監査結果報告書

目次

| | |
|--|-----------|
| 第一 包括外部監査の概要 | 1 |
| 1. 外部監査の種類..... | 1 |
| 2. 選定した特定の事件(テーマ)..... | 1 |
| 3. 選定理由..... | 1 |
| 4. 監査の対象期間..... | 2 |
| 5. 外部監査の方法..... | 2 |
| 6. 外部監査の実施期間..... | 4 |
| 7. 包括外部監査人..... | 4 |
| 8. 包括外部監査人補助者..... | 4 |
| 9. 利害関係..... | 4 |
| 第二 放置自転車対策事業並びに自転車駐車場及び自転車置場の概要 | 5 |
| 1. 荒川区の放置自転車対策事業並びに自転車駐車場及び自転車置場..... | 5 |
| 2. 荒川区における放置自転車等台数の推移..... | 7 |
| 3. 自転車駐車場及び自転車置場の設置状況..... | 8 |
| 4. 放置自転車等の撤去、返還及び処分などの状況..... | 12 |
| 5. 民間自転車駐輪場への補助制度..... | 15 |
| 6. 放置自転車対策事業及び自転車駐車場の管理運営に係る歳入・歳出..... | 16 |
| 第三 監査の結果及び意見 | 21 |
| . 総論 | 21 |
| 1. 放置自転車対策事業の見直しについて..... | 21 |
| 2. 発生主義ベースでのコスト分析..... | 28 |
| 3. 利用料金及び手数料の適時な見直しについて..... | 38 |
| 4. 利用料金に係る消費税の取扱いについて..... | 44 |
| . 各論(指定管理業務関連) | 46 |
| 1. 指定管理業務の概要..... | 46 |
| 2. 納付金算定方法の見直しについて..... | 53 |
| 3. 自転車駐車場の新たな運営手法の例示について..... | 59 |
| 4. 一時利用料金の収受に係る内部統制(チェック体制)の改善について..... | 62 |
| 5. 定期利用における荒川区民の定義について..... | 67 |

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 6. 定期利用の承認期間について..... | 69 |
| 7. 業務に利用する定期利用カードの発行管理について | 71 |
| 8. 第三者委託の事前協議について | 73 |
| 9. 定期保守点検に関する報告について..... | 74 |
| 10. クレーム対応について | 75 |
| 11. 自転車駐車場内における放置自転車の取扱いについて..... | 76 |
| 12. センターまちや管理組合に係る情報共有について | 78 |
| 13. 備品管理について..... | 79 |
| . 各論(自転車置場関連) | 83 |
| 1. 自転車置場等利用登録手数料減額・免除申請書の見直しについて..... | 83 |
| . 各論(委託業務・売却契約関連)..... | 85 |
| 1. 委託業務の概要..... | 85 |
| 2. 放置自転車撤去警告・指導啓発業務委託について..... | 85 |
| 3. 放置自転車等の撤去業務委託について..... | 89 |
| 4. 三河島自転車保管場所管理・自転車等返還業務委託について | 94 |
| 5. 撤去した放置自転車の売却契約について | 103 |

第一 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に基づく荒川区との包括外部監査契約による監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

「放置自転車対策事業及び自転車駐車場の管理運営について」

3. 選定理由

放置自転車に関しては、全国的に、従前より大きな社会問題となっていたところである。その後、各自治体での駐車場の整備や放置自転車の警告・撤去を含む対策事業の実施により、昭和56年をピークとして放置台数は減少に転じているものの、依然、放置自転車対策が課題となっている地区や駅も多い。

荒川区においても、放置自転車対策事業に毎年1億円前後を支出するとともに、自転車駐車場（自転車等駐車場を含む。以下、同じ。）及び自転車置場を駅周辺に多数整備し、放置自転車台数の低減を図っている。その結果、駅周辺での放置自転車台数は減少傾向にある。しかし、平成25年度の荒川区の犯罪認知件数の約3割を自転車の盗難が占めており、自転車の盗難対策は、犯罪のないまちづくりを推進する上で重要な課題であり、放置自転車が、自転車の盗難を誘発する一因になっているものとも考えられる。また、全体の放置自転車台数は減少しているものの、特定のエリアや店舗周辺などにおいては、時間帯によっては放置自転車が目立つ個所があり、放置自転車対策事業の重要性は減じられるものではない。

一方、特に東日本大震災以降、通勤などに自転車を利用する人が増加しつつあるとともに、一部の駅周辺においては、民間自転車駐輪場が設置されるなど、放置自転車対策事業及び自転車駐車場を取り巻く環境は変化しており、これに即した事業の実施が求められるところである。荒川区がこのような環境変化を踏まえて、自転車駐車場の管理運営を行う指定管理者や自転車等放置防止・指導啓発業務や放置自転車撤去・運搬業務などを行う各委託事業者を活用し、効果的かつ効率的に事業が実施されているか検証する必要がある。

そこで、平成26年度の包括外部監査のテーマとして、「放置自転車対策事業及び自転車駐車場の管理運営について」を選定した。

4. 監査の対象期間

平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日)を監査の対象期間としたが、必要に応じて他の事業年度も対象とした。

5. 外部監査の方法

(1) 目標

放置自転車対策事業及び自転車駐車場管理運営事業の適法性、適正性

放置自転車対策事業及び自転車駐車場管理運営事業の効率性

自転車駐車場設備の維持管理手続きの適正性、妥当性

指定管理者及び外部委託業者との契約の適正性、有効性

自転車駐車場及び自転車置場における利用申込などの手続きの適正性、妥当性

放置自転車対策事業及び自転車駐車場管理運営事業に関連する使用料及び手数料徴収事務の適正性、妥当性

指定管理者制度(利用料金制を含む。)の有効性についての検証

設備や機能の改善及び老朽化対策についての検証

放置自転車対策事業及び自転車駐車場管理運営事業に係る今後の課題についての検討

(2) 主な監査手続

以下の手続を中心に、必要と考える手続を実施した。

監査対象施設に対する現地視察

施設の現況を把握するとともに、担当者への質問聴取及び固定資産の現物確認などを実施した。

[対象施設]

- ・自転車駐車場（南千住駅東口自転車等駐車場、センターまちや自転車駐車場、日暮里駅前自転車駐車場）
- ・南千住第1自転車置場、三河島自転車置場（平成26年9月末閉鎖）¹
- ・三河島自転車等保管場所

[実施日]

- ・平成26年8月12日、10月8日

監査対象事業（委託業務）の実施状況に対する視察

事業の実施状況を把握するとともに、担当者への質問聴取を実施した。

[対象事業]

- ・自転車等放置防止・指導啓発業務委託に関連し、町屋駅周辺における実施状況を視察
- ・放置自転車等撤去・運搬業務委託に関連し、日暮里駅前における撤去業務及び三河島自転車等保管場所への運搬業務を視察

[実施日]

- ・平成26年10月8日

自転車駐車場の指定管理者に往査し、関係諸資料の閲覧及び入手、担当者への質問聴取などを実施した。

[指定管理者]

- ・株式会社ソーリン（南千住駅東口自転車等駐車場、日暮里駅前自転車駐車場）
- ・サイカパーキング株式会社（センターまちや自転車駐車場）

[実施日]

- ・平成26年8月21日、9月5日：株式会社ソーリン本社
- ・平成26年8月27日、8月28日：サイカパーキング株式会社本社

¹ 自転車置場に関しては、サンプルとして南千住第1自転車置場及び三河島自転車置場を視察対象とした。

荒川区防災都市づくり部交通対策課に往査し、関係諸資料の閲覧及び入手、担当者への質問聴取などを実施した。

6．外部監査の実施期間

平成26年7月15日から平成27年3月31日まで

7．包括外部監査人

公認会計士 木下 哲

8．包括外部監査人補助者

公認会計士 5名

公認会計士試験合格者 1名

9．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第二 放置自転車対策事業並びに自転車駐車場及び自転車置場の概要

1. 荒川区の放置自転車対策事業並びに自転車駐車場及び自転車置場

(1) 概要

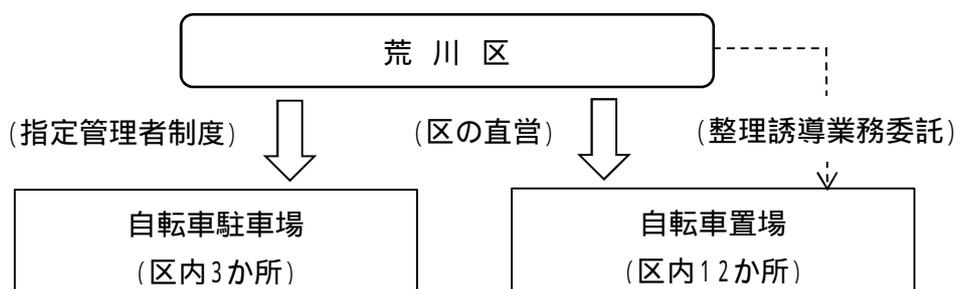
荒川区の放置自転車対策事業は、放置された自転車等を撤去することにより安全で快適な生活環境の維持・向上を図ることを目的とし、区民及び近隣区の自転車等利用者を対象として、自転車等の放置防止指導・啓発及び放置自転車の撤去、返還、処分などを行っている。また、自転車等の利用者の利便を図り、区民の良好な生活環境の向上に資することを目的とし、区内3か所(平成26年3月31日時点)の自転車駐車場の管理運営、区内12か所(平成26年3月31日時点)の自転車置場の維持管理、自転車置場の整理・誘導、民間自転車駐車場助成を行っている。

| | |
|------|---|
| 事業内容 | 1. 自転車駐車場・置場の整備 2. 放置自転車等の規制及び撤去・返還・処分 3. 放置防止キャンペーン及びポスターコンクールなどの啓発 4. 撤去自転車のうち、引き取り手のない自転車のリサイクル (1) 区内リサイクル：区民向けリサイクル自転車の販売 (2) 海外リサイクル：再生自転車海外譲与自治体連絡会を通じ、開発途上国へ無償譲渡 |
| 根拠条例 | 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例 (以下「放置防止条例」という。) 荒川区自転車等駐車場条例(以下「駐車場条例」という。) |

(2) 主な事業の枠組み

自転車駐車場・置場の整備

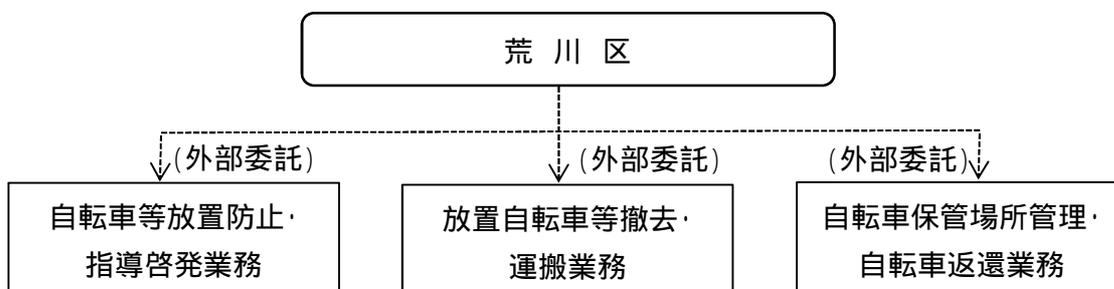
荒川区は、駅周辺を中心に自転車の駐車スペースを確保するため、区内3か所の自転車駐車場及び12か所の自転車置場を整備している。その上で、自転車駐車場の管理運営については指定管理者に委ねるとともに、自転車置場については、区の直営にて運営しているが、特段、職員は配置せず、朝夕の時間帯を中心として、整理誘導業務を外部の業者に委託している。



放置自転車等の規制及び撤去・返還・処分

荒川区は、区内7区域を放置禁止区域に指定するとともに、区内主要駅周辺において、放置自転車の撤去警告や利用者に対する指導啓発業務を行っている。その上で、区全域において、一定の要件の下、放置されている自転車等を撤去している。撤去した放置自転車等は自転車等保管場所へ移送され、利用者からの申し出に基づいて返還されるとともに、一定期間を経過してもなお引き取りが無い自転車等についてはリサイクル、売却もしくは廃棄処分する。

このうち、放置自転車等に対する撤去警告・指導啓発、放置自転車等の撤去・移送、撤去した放置自転車等の保管場所の管理・返還の各業務については、外部の業者に委託している。



2. 荒川区における放置自転車等台数の推移

平成21年度以降の区内における放置自転車等の台数、荒川区の運営する自転車駐車場及び自転車置場の収容台数、登録台数、放置自転車等の撤去台数の推移は次表のとおりである。

放置自転車等の台数は、内閣府もしくは東京都が実施する駅前放置自転車等実態調査に合わせて把握した、一定時点における放置自転車等の台数である。平成23年度以降大きく台数を減少させており、平成25年度の台数は、平成21年度の調査と比べ、697台(44.3%)減少させている。

自転車駐車場収容台数は、荒川区が管理運営する自転車駐車場(区内3か所)及び自転車置場における定期利用及び一時利用の収容台数の合計であり、収容能力を示す。平成20年度の日暮里駅前自転車駐車場開設以後、三河島駅前自転車駐車場(平成26年度開設)まで自転車駐車場の設置は行われていないことから、自転車駐車場の収容台数に変化はない。また、自転車置場の収容台数も微増にとどまっている。

撤去台数は、荒川区が撤去した放置自転車等の年間合計台数である。平成21年度以降、概ね1万台前後の撤去実績であったが、平成25年度においては、放置自転車等の台数が減少したことに伴い、8,405台にとどまっている。

【放置自転車等台数等の推移】

(単位：台)

| 区分 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|------------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 放置自転車等 | 1,570 | 1,663 | 1,433 | 1,110 | 873 |
| 収容台数合計 | 7,770 | 7,890 | 7,810 | 7,810 | 7,960 |
| 自転車 駐車場 | 4,187 | 4,187 | 4,187 | 4,187 | 4,187 |
| 自転車 置場 | 3,583 | 3,703 | 3,623 | 3,623 | 3,773 |
| 撤去台数 | 10,634 | 9,075 | 11,343 | 10,277 | 8,405 |

3. 自転車駐車場及び自転車置場の設置状況

(1) 自転車駐車場の設置状況など

設置状況

荒川区は、駐車場条例に基づき、区内3か所の自転車駐車場を設置している。なお、三河島駅前南地区第一種市街地再開発事業に伴い、平成26年10月に三河島駅前自転車駐車場が開設されたが、本件監査における直接の対象とはしていない。また、南千住駅東口自転車等駐車場は、自転車駐車場以外に原動機付き自転車駐車場を併設している。

いずれの自転車駐車場も指定管理者制度が導入されており、管理者として指定された民間事業者の職員が常駐し、自転車駐車場の維持管理、利用料金の徴収及び定期利用登録の手続きなどを行っている。

【自転車駐車場】

| 名称 | 所在地 | 面積 (m ²) | 収容台数 (台) | | 開設年月 |
|---------|----------------|----------------------|----------|------|--------|
| | | | 定期利用 | 一時利用 | |
| 南千住駅東口 | 南千住 4-1-2 | 2,247 | 1,285 | 200 | H14.04 |
| センターまぢや | 荒川 7-50-9 | 1,438 | 1,200 | 207 | H08.04 |
| 日暮里駅前 | 西日暮里 2-24-2 | 1,706 | 1,100 | 170 | H20.04 |
| 小計 | | 5,391 | 3,585 | 577 | |
| 三河島駅前 | 西日暮里 1-6-20 | 776 | 330 | 110 | H26.10 |
| 合計 | | 6,167 | 3,915 | 687 | |

【原動機付自転車駐車場】

| 名称 | 所在地 | 面積 (m ²) | 収容台数 (台) | | 開設年月 |
|--------|--------------|----------------------|----------|------|--------|
| | | | 定期利用 | 一時利用 | |
| 南千住駅東口 | 南千住 4-1-2 | 2,247 | 20 | 5 | H14.04 |

(注) 南千住駅東口自転車等駐車場の面積は、自転車駐車場と原動機付自転車駐車場を合わせた面積。

利用料金

ア．定期利用

自転車駐車場の利用料金は、定期利用と一時利用とに分かれており、定期利用の場合は、更に、荒川区民と区民以外とで料金設定が異なる。

【自転車】

| | 荒川区民 | | 区民以外 | |
|-----|---------|--------|---------|---------|
| | 一般 | 学生 | 一般 | 学生 |
| 1か月 | 2,000円 | 1,400円 | 4,000円 | 2,800円 |
| 3か月 | 5,400円 | 3,800円 | 10,800円 | 7,600円 |
| 6か月 | 10,200円 | 7,200円 | 20,400円 | 14,400円 |

【原動機付自転車（50cc以下）】

| | 荒川区民 | 区民以外 |
|-----|---------|---------|
| 1か月 | 3,000円 | 6,000円 |
| 3か月 | 8,100円 | 16,200円 |
| 6か月 | 15,300円 | 30,600円 |

イ．一時利用（1日1回の料金）

【自転車】

| 利用時間数 | 料金 |
|----------|------|
| 2時間以内 | 無料 |
| 2時間超～8時間 | 100円 |
| 8時間超～ | 200円 |

【原動機付自転車（50cc以下）】

| 利用時間数 | 料金 |
|-------|------|
| 8時間以内 | 150円 |
| 8時間超～ | 300円 |

指定管理者の状況

自転車駐車場の指定管理者は、自転車駐車場を単位として指定されており、指定期間は3年間である。今回の監査対象である南千住駅東口、センターまちや及び日暮里駅前の各自転車駐車場については、駐車場利用者から徴収した利用料金を指定管理者の収入とし、区からは特段の指定管理料の支出を行わない利用料金制が採用されている²。

なお、三河島駅前自転車駐車場の指定管理については、施設規模が約400台と小規模なことなどから、施設単体での事業採算性を見込むことは困難であるとして、利用料金収入が施設管理に必要な金額に満たなかった場合に限り、その差額を区から指定管理料として支出する、いわば「利用料金と指定管理料の併用制」を採っている。

| 自転車駐車場 | 指定管理者名 | 指定期間 |
|-----------|-----------------------|---------------------------|
| 南千住駅東口 | 株式会社ソーリン | 平成24年4月1日～ 平成27年3月31日 |
| センターまちや | サイカパーキング 株式会社 | 平成24年4月1日～ 平成27年3月31日 |
| 日暮里駅前（注1） | 株式会社ソーリン | 平成23年4月1日～ 平成26年3月31日 |
| 三河島駅前 | センターサイクル荒川共同体 （注2） | 平成26年10月1日～ 平成30年3月31日 |

（注1）日暮里駅前自転車駐車場については、平成26年4月1日より、株式会社ソーリンが引き続き指定管理者（指定期間3年）に指定されている。

（注2）公益財団法人自転車駐車場整備センターとサイカパーキング株式会社による共同体

（2）自転車置場の設置状況など

設置状況

自転車駐車場以外に、12か所の自転車置場が設置されており、収容台数は定期利用が3,273台、一時利用が350台である。区の直営であるが、職員は配置されておらず、一部の時間帯のみ、委託を受けた自転車置場整理員が利用案内及び整理などを行っている。利用登録の手続きは区所管課が窓口となり行っている。

² 施設の修繕費を除く。

| 地区 | 名称 | 所在地 | 面積 (㎡) | 定期利用 (台) | 一時利用 (台) | 開設年月 |
|------|-------------|--------------------|-----------|-------------|-------------|--------|
| 南千住 | 南千住第一 | 南千住 2-34 | 294 | 211 | - | S58.04 |
| | 南千住第四 | 南千住 2-33 | 45 | 100 | - | S62.04 |
| 町屋 | 京成駅前 | 荒川 7-40外 | 95 | 40 | - | S57.04 |
| | 自然公園 | 荒川 8-32 | 129 | 70 | - | S57.04 |
| 西日暮里 | 西日暮里 | 西日暮里 5-38 | 688 | 792 | - | S61.04 |
| | 西日暮里 第二 | 西日暮里 5-22外 | 287 | 250 | - | S63.04 |
| | 西日暮里 第三 | 西日暮里 5-37外 | 1,237 | 1,290 | 150 | H14.04 |
| | 道灌山通り 第一 | 西日暮里 3-5外 | 15 | 20 | - | S61.04 |
| | 三河島 | 東日暮里 6-1 | 349 | 200 | 50 | S62.10 |
| | 熊野前 | 東尾久 8-10 -3外 | 379 | 150 | 150 | H20.04 |
| | 赤土小学校 前 | 東尾久 4-7 | 79 | 50 | - | H20.04 |
| | 南千住 二丁目 | 南千住 2-4 | 90 | 100 | - | H22.04 |
| 合計 | | | 3,687 | 3,273 | 350 | |

登録手数料

自転車置場の登録手数料は、登録日から年度末日（3月31日）までを期間として、荒川区民が3,300円、区民以外が6,600円と定められている。

4. 放置自転車等の撤去、返還及び処分などの状況

(1) 根拠法令

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(以下「自転車法」という。)第5条において、地方公共団体は、道路管理者などと協力し、道路に駐車中の自転車の整理、放置自転車等の撤去などに努めるものとされており、同6条において、放置自転車等の撤去、保管などの放置自転車対策は、市区町村長が条例を制定し実施することとされている。これを受けて、荒川区では、放置防止条例及び駐車場条例を制定し、放置禁止区域の指定を始めとする各種の放置自転車対策を実施している。

なお、放置防止条例第2条において、自転車等とは、道路交通法に規定する自転車又は原動機付自転車をいい、放置とは、自転車等の利用者又は所有者が、自転車等駐車場その他の自転車等を置くことが認められている場所以外の場所において、その自転車等から離れ、直ちに移動させることができない状態をいうものと定義されている。

(2) 放置禁止区域の指定

区は、自転車等の駐車施設が整備されている地域で、自転車等の放置により良好な生活環境が阻害されると認められる地域について、放置禁止区域を指定することができ(放置防止条例第10条)、これに違反して放置禁止区域内に自転車等が放置されている場合には、当該自転車等を撤去する権限を有する(放置防止条例第12条)。具体的には、あらかじめ撤去警告札による警告を行った後、1時間を経過してもなお放置されている場合には、当該自転車等を撤去することを規則にて定めている。現在、区内7区域(南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小学校前各駅の概ね200メートル以内)が放置禁止区域に指定されている。なお、放置禁止区域外の地域においては、撤去警告札による指導を行った後、7日を経過してもなお自転車等の放置がされている場合には、当該自転車等を撤去することが可能である。

平成21年度以降における、各地域別の撤去回数の推移は次表のとおりであり、平成25年度においては計450回実施されている。

【地域別撤去回数の推移】

(単位：回)

| 区分 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 放置禁止区域 | | | | | |
| 南千住 | 49 | 46 | 51 | 46 | 48 |
| 町屋 | 52 | 47 | 57 | 82 | 82 |
| 日暮里 | 59 | 42 | 51 | 49 | 48 |
| 西日暮里 | 49 | 42 | 51 | 46 | 48 |
| 三河島 | 38 | 41 | 44 | 24 | 23 |
| 熊野前 | 37 | 40 | 44 | 23 | 23 |
| 赤土小学校前 | 3 | 33 | 40 | 23 | 23 |
| 放置禁止区域外 | 138 | 123 | 139 | 156 | 155 |
| 合計 | 425 | 414 | 477 | 449 | 450 |

(3) 撤去した自転車等の返還

区内には三河島駅高架下及び宮地陸橋下の2か所に、自転車等保管場所が設置されている。撤去した自転車等は自転車等保管場所に移送され、撤去した自転車等の所有者が判別する場合には、区は、放置自転車等返還通知書により、その旨を通知する。撤去した自転車等の所有者が申し出た場合には、三河島自転車等保管場所にて、所定の手続きを経た上で返還する。

【自転車等保管場所】

| 名称 | 所在地 | 面積(m ²) | 保管可能台数(台) | 開設年月 |
|-------|---------|---------------------|-----------|--------|
| 三河島 | 西日暮里1-6 | 1,037 | 1,000 | H02.01 |
| 宮地陸橋下 | 西日暮里1-1 | 1,001 | 700 | S61.04 |
| 合計 | | 2,038 | 1,700 | |

【撤去手数料】

| 区分 | 金額 |
|---------|--------|
| 自転車 | 5,000円 |
| 原動機付自転車 | 7,500円 |

(4) 撤去した自転車等の廃棄、処分及びリサイクル

撤去した自転車等は、撤去した日の翌日から起算して2か月を経過してもなお引き取りが無い場合には、売却や譲与、廃棄などの処分が行われる。具体的には、再生可能な自転車の一部はリサイクル自転車として、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と再生自転車海外譲与自治体連絡会を通じ、開発途上国に無償譲渡するとともに、それ以外については、売却している。なお、平成24年度までは、再生不能な自転車については廃棄処分としていたが、平成25年度より、再生可能な自転車と一体での売却に変更したため、平成25年度においては、自転車の廃棄台数は発生していない。

一方、原動機付自転車については売却対象としておらず、返還されなかったものは全て廃棄処分とされている。

【撤去した自転車の返還、処分、リサイクル台数の推移】 (単位:台)

| 区分 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|-----------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 撤去台数 | 10,577 | 9,036 | 11,275 | 10,211 | 8,328 |
| 返還台数 | 3,397 | 2,696 | 4,188 | 4,030 | 3,165 |
| 売却台数 | 3,280 | 2,295 | 1,958 | 1,823 | 4,956 |
| 廃棄台数 | 3,248 | 3,220 | 4,205 | 3,689 | - |
| 区内リサイクル台数 | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 |
| 海外リサイクル台数 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(注) 撤去後2か月を期限とした保管期間が存在するため、返還、売却、廃棄及びリサイクル台数の合計は、撤去台数に一致しない。

【撤去した原動機付自転車の返還、処分台数の推移】 (単位:台)

| 区分 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 撤去台数 | 57 | 39 | 68 | 66 | 77 |
| 返還台数 | 14 | 15 | 26 | 44 | 46 |
| 廃棄台数 | 25 | 29 | 0 | 45 | 39 |

(注) 撤去後2か月を期限とした保管期間が存在するため、返還及び廃棄台数の合計は、撤去台数に一致しない。

5. 民間自転車駐輪場への補助制度

荒川区では、「荒川区民営自転車駐車場育成補助金要綱」に基づき、新たに一定の要件に該当する自転車駐輪場を設置しようとする事業者に対して、建設費の一部を補助している。これまでに12件（補助金額合計：9,382千円）の民間自転車駐輪場が補助を受けており、収容台数の合計は1,246台である。

平成21年度以降における補助金交付実績の推移は次表のとおりである。

【荒川区民営自転車駐車場育成補助金交付実績の推移】

| 区分 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 補助件数 (件) | - | - | 2 | - | 1 |
| 補助金額 (千円) | - | - | 3,228 | - | 525 |
| 収容台数 (台) | - | - | 358 | - | 50 |

【補助対象者】

次の各号のいずれにも該当する民営自転車駐車場の設置者

- (1) 駐車場の位置が鉄道からおおむね300メートル以内の地域にあること。
- (2) 駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること。
- (3) 駐車場の収容能力がおおむね自転車50台分以上あり、通勤又は通学の為、住居と当該駐車場との往復に自転車を利用する者の自転車を主として収容するものであること。
- (4) 当該駐車場が継続して3年以上運営されること。

6. 放置自転車対策事業及び自転車駐車場の管理運営に係る歳入・歳出

直近3か年度（平成23年度から平成25年度）における、放置自転車対策事業及び自転車駐車場の管理運営に係る歳入及び歳出の推移は、以下のとおりである。

（1）放置自転車対策事業に係る歳入・歳出

歳入決算

歳入額の合計は、平成25年度において20,797千円であり、その主体である放置自転車撤去手数料は、撤去した自転車等を返還する際に徴収する手数料である。返還台数の減少に伴い減少しており、平成23年度と比して、平成25年度は2割以上減少している。

雑入は、主に撤去した自転車の売却収入であり、特に、平成25年度においては、売却台数が大きく増加したことから、その売却収入も増加している。

【歳入決算】

（単位：千円）

| 款項目節 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------------------|--------|--------|--------|
| （款）使用料及び手数料（項）手数料（目）土木手数料 | | | |
| 放置自転車撤去手数料 | 19,140 | 18,765 | 14,842 |
| （款）諸収入（項）雑入（目）雑入 | | | |
| 雑入 | 2,480 | 3,535 | 5,954 |
| 歳入額合計 | 21,620 | 22,300 | 20,797 |

【自転車等返還台数の推移】

（単位：台数）

| 種別 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 自転車 | 4,188 | 4,030 | 3,165 |
| 原動機付自転車 | 26 | 44 | 46 |
| 合計 | 4,214 | 4,074 | 3,211 |

【自転車売却台数の推移】

（単位：台数）

| 種別 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 自転車 | 1,958 | 1,823 | 4,956 |

歳出決算

歳出額の合計は、平成25年度において88,806千円である。放置自転車対策事業の歳出決算額には、荒川区職員の給与は含まれないこともあり、歳出額合計の8割以上を委託料が占めている。主な委託業務は、放置自転車等を撤去し、自転車等保管場所まで運搬する業務、自転車等保管場所の管理運營業務、自転車等の放置防止・指導啓発業務などである。このうち、自転車等放置防止・指導啓発業務（委託先：公益社団法人荒川区シルバー人材センター）だけで、歳出額合計の過半を占める。

過去3か年度においては、概ね、9千万円前後の歳出額合計にて推移しており、平成25年度における歳入額合計と歳出額合計との差額は、6千8百万円程度である。

【歳出決算】

(単位：千円)

| 款項目節 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|
| (款)土木費(項)土木管理費(目)土木総務費 | | | |
| 報酬 | 2,079 | 2,079 | 2,079 |
| 共済費 | 278 | 287 | 290 |
| 光熱水費 | 270 | 266 | 310 |
| 食糧費 | 22 | 21 | 19 |
| 一般需用費 | 3,517 | 3,930 | 1,939 |
| 役務費 | 396 | 408 | 407 |
| 委託料 | 78,164 | 77,717 | 77,277 |
| 使用料及び賃借料 | 5,248 | 5,463 | 5,463 |
| 負担金補助及び交付金 | 1,020 | 1,020 | 1,020 |
| 歳出額合計 | 90,998 | 91,194 | 88,806 |
| 歳入額合計 - 歳出額合計 | 69,378 | 68,894 | 68,009 |

【委託料の主な内訳】

(単位：千円)

| 種別 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|
| 自転車等放置防止・指導啓発業務委託 | 49,278 | 50,310 | 50,282 |
| 自転車等保管場所管理・自転車等返還業務委託 | 16,147 | 15,651 | 15,263 |
| 放置自転車等撤去・運搬業務委託 | 9,246 | 9,025 | 9,850 |
| その他の業務委託 | 3,491 | 2,729 | 1,880 |
| 合計 | 78,164 | 77,717 | 77,277 |

(2) 自転車駐車場及び自転車置場の管理運営に係る歳入・歳出

歳入決算

歳入額の合計は、平成25年度において26,519千円である。このうち、自転車登録手数料は、自転車置場に登録する際に徴収する手数料である。なお、指定管理者制度を導入している自転車駐車場の利用料金については、全て指定管理者の収入となるため、区の歳入決算には計上されない。

また、指定管理者利益納付金は、基本協定及び年度協定に基づき、指定管理者が区に納付するものである。日暮里駅前自転車駐車場については、各年度、収支差額がマイナス(赤字)であり、平成23年度からは納付金が発生していない。

【歳入決算】

(単位：千円)

| 款項目節 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------------------|--------|--------|--------|
| (款) 使用料及び手数料(項) 手数料(目) 土木手数料 | | | |
| 自転車登録手数料 | 14,889 | 14,628 | 13,219 |
| (款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入 | | | |
| 指定管理者利益納付金 | 11,880 | 13,300 | 13,300 |
| 歳入額合計 | 26,770 | 27,928 | 26,519 |

【指定管理者利益納付金の内訳】

(単位：千円)

| 自転車駐車場 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 南千住駅東口 | 6,534 | 9,000 | 9,000 |
| センターまちや | 5,346 | 4,300 | 4,300 |
| 日暮里駅前 | - | - | - |
| 合計 | 11,880 | 13,300 | 13,300 |

歳出決算

歳出額の合計は、平成25年度において27,256千円である。放置自転車対策事業と同様に、荒川区職員の給与が含まれないこともあり、歳出額合計の8割以上を委託料が占めている。主な委託業務は、自転車置場の整理業務、センターまちや及び日暮里駅前の各自転車駐車場出入口付近における自転車等の整理・補助等業務である。このうち、自転車置場の整理業務は公益社団法人荒川区シルバー人材センターに、センターまちや及び日暮里駅前の各自転車駐車場出入口付近における自転車等の整理・補助等業務は、各自転車駐車場の指定管理者に委託されている。平成25年度の歳出額合計は、前年度と比べて5,000千円程度減少しているが、主に、日暮里駅前自転車駐車場出入口整理・補助などの業務委託費の減少によるものである。

また、負担金補助及び交付金は民営自転車駐車場育成補助金であり、この補助金額の増減が、歳出額合計の額の変動に、大きく影響している。結果として、歳入額合計と歳出額合計との差額は、平成23年度及び平成24年度においては5百万円前後であったが、平成25年度においては、1百万円を切る水準にある。

【歳出決算】

(単位：千円)

| 款項目節 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|
| (款)土木費(項)土木管理費(目)土木総務費 | | | |
| 賃金 | 248 | 266 | 258 |
| 光熱水費 | 594 | 612 | 666 |
| 一般需用費 | 763 | 2,118 | 872 |
| 委託料 | 27,057 | 28,945 | 24,176 |
| 使用料及び賃借料 | 752 | 757 | 757 |
| 負担金補助及び交付金 | 3,228 | - | 525 |
| 歳出額合計 | 32,645 | 32,699 | 27,256 |
| 歳入額合計 - 歳出額合計 | 5,875 | 4,770 | 736 |

【委託料の主な内訳】

(単位：千円)

| 種別 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------------------|--------|--------|--------|
| 自転車置場整理業務委託 | 15,735 | 16,057 | 16,048 |
| 日暮里駅前自転車駐車場出入口整理・補助等業務委託 | 5,647 | 5,767 | 1,922 |
| センターまちや自転車駐車場出入口整理・補助等業務委託 | 2,823 | 2,883 | 2,883 |
| その他の業務委託 | 2,851 | 4,236 | 3,321 |
| 合計 | 27,057 | 28,945 | 24,176 |

(3) 放置自転車対策事業及び自転車駐車場の管理運営に係る歳入・歳出(合算)

放置自転車対策事業及び自転車駐車場の管理運営に係る歳入・歳出の合計額は、平成25年度において、歳入額合計が47,317千円、歳出額合計が116,062千円であり、その差額は68,745千円である。これが、実質的な荒川区の負担額と言える。平成23年度及び平成24年度と比べ、5,000～7,000千円程度減少しているが、主に、委託費の減少と民間自転車駐車場育成補助金の変動によるものである。

【両事業に係る歳入・歳出の合計額】

(単位：千円)

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 歳入額合計 | 48,390 | 50,229 | 47,317 |
| 歳出額合計 | 123,644 | 123,893 | 116,062 |
| 歳入額合計 - 歳出額合計 | 75,253 | 73,663 | 68,745 |

第三 監査の結果及び意見

．総論

荒川区では、自転車駐車場や自転車置場の整備とともに、条例に基づく放置禁止区域の指定による放置自転車の規制・撤去などを精力的に進めてきた。これにより、放置自転車台数をピーク時の6,848台から873台に大きく減少させた。

今後、地区ごとに異なる新たな課題を的確に捉えた上で、放置自転車対策事業を次の段階へと進めていくことが求められる。

1．放置自転車対策事業の見直しについて

(1) 区内の自転車利用及び放置自転車等の実態把握について

現状、荒川区内の放置自転車台数等の調査は、毎年、東京都青少年・治安対策本部とともに実施する放置状況などの調査のみである。この調査は、区内駅周辺(鉄軌道駅から概ね半径500m以内の区域)における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数の調査であるが、荒川区内では、南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小前、新三河島、三ノ輪橋、小台及び荒川車庫前の計11駅周辺を対象に実施されている。

平成25年度においては、10月の晴天の平日のうち任意の一日、概ね午前11時頃の駅周辺において実施されている。調査結果をとりまとめた「平成25年度調査 駅前放置自転車の現況と対策」(東京都青少年・治安対策本部)によると、当該調査日における放置台数及び実収容台数(調査時において、自転車駐車場及び自転車置場実際に駐車している台数)は、次表のとおりである。なお、この場合の実収容台数には、荒川区の設置した自転車駐車場及び自転車置場のみならず、鉄道事業者及びその関連会社や民間事業者が設置した駐輪場も含んだ数値となっている。また、右欄の「放置率」は監査人が設定したものであり、当日の乗入台数(放置台数+実収容台数)と放置台数との比率である。

特に、日暮里駅周辺及び三ノ輪橋駅周辺の放置率が高く、日暮里駅周辺では6台に1台が、三ノ輪橋駅周辺では4台に1台は自転車駐車場等に駐輪せず、路上等に放置されている。日暮里駅には、収容台数1,270台の日暮里駅前自転車駐車場が設置されているにも関わらず、放置率が高い。また、新三河島、小台及び荒川車庫前の3駅周辺には、民間も含めて駐輪場が設置されていないことから、駐車されている自転車は全て放置自転車となる。また、町屋駅周辺においては、放置率自体は5%に止まっているものの、放置台数は100台を超えている。これらの駅周辺の状況を改善することが、放置自転車対策事業の一つの目的になるものと考える。

【放置台数及び実収容台数の状況】

(単位:台)

| 駅名 | 放置台数 | | 実収容台数 | | 放置率(%) | |
|-------|------|----|-------|----|--------|--------|
| | 自転車 | 原付 | 自転車 | 原付 | 自転車 | 原付 |
| 南千住 | 18 | 0 | 2,456 | 14 | 0.73 | 0.00 |
| 町屋 | 103 | 1 | 1,959 | 12 | 5.00 | 7.69 |
| 日暮里 | 107 | 1 | 517 | 0 | 17.15 | 100.00 |
| 西日暮里 | 72 | 3 | 1,526 | 0 | 4.51 | 100.00 |
| 三河島 | 23 | 0 | 277 | 0 | 7.67 | - |
| 熊野前 | 2 | 0 | 214 | 0 | 0.93 | - |
| 赤土小前 | 2 | 2 | 12 | 0 | 14.29 | 100.00 |
| 新三河島 | 14 | 0 | 0 | 0 | 100.00 | - |
| 三ノ輪橋 | 67 | 0 | 171 | 0 | 28.15 | - |
| 小台 | 57 | 3 | 0 | 0 | 100.00 | 100.00 |
| 荒川車庫前 | 58 | 2 | 0 | 0 | 100.00 | 100.00 |
| 合計 | 523 | 12 | 7,132 | 26 | 6.83 | 31.58 |

(注1) 放置率 = 放置台数 ÷ (放置台数 + 実収容台数)。監査人が算定。

(注2) 放置率については、小数点第3位を四捨五入した。

= 監査の結果及び意見 =

このような実態調査は、単純に放置率を算定するだけでも、課題となる地区が明確になるものであるが、東京都とともに実施する調査は、毎年10月頃に1回実施されるのみであり、他の時期における状況は把握できない。例えば、駅周辺であれば、4月から5月の新年度当初においては、秋頃に比べて相当程度、自転車等の乗入台数自体が多いことも推測される。また、平成25年度の調査では午前11時頃の状況であり、他の時間帯の状況は把握できない。例えば、主婦層が多く自転車等を利用する地区であれば、夕方の買い物時間帯には、一時的に乗入台数が集中することが想定され、これが地域住民にとっては通行の妨げとなっている可能性もある。更に、本調査は駅周辺の地区を対象として実施されているが、放置自転車等は駅周辺だけではなく、例えば、住宅街の中でも、駐輪スペースに余裕の無い賃貸マンションやスーパーなどの商業施設の周囲においても、時間帯によって発生していることが、十分に想定される。しかし、現状、このような放置自転車等の実態調査は、行われていない。

一方、有効な放置自転車対策を実施するためには、放置自転車等がどの時間帯にどこで発生しているかだけでなく、当該地区に自転車等にて乗り入れる利用者層(学生、主婦層、サラリーマンなど)や利用目的(通勤、通学、買い物など)、どこから乗り入

れてくるかなどに関する情報が有用である。このため、今後の放置自転車対策事業を実施する上での基礎データとして、東京都とともに実施する調査以外に、区独自に、区内における自転車等の利用実態や放置自転車等の発生状況などの調査を実施することを提案したい。その際には、駅周辺以外も調査対象地域を設定するとともに、アンケート調査などの手法により、自転車等の利用層やその目的などを把握することも併せて検討することが望ましいものとする。

ちなみに、「平成25年度調査 駅前放置自転車の現況と対策」(東京都青少年・治安対策本部)によると、都内8区(千代田区、墨田区、江東区、大田区、杉並区、練馬区、葛飾区、江戸川区)において、区独自にて、放置自転車等の実態調査を実施している。他区の状況も参考に、実施手法、時期及び調査対象などを含めて検討する必要がある。

(2) 民間自転車駐輪場の実態把握と施策への組み込みについて

区内でも、町屋駅周辺や南千住駅周辺においては、民間事業者による自転車駐輪場の設置が増加している。区所管課においても、網羅的なものではないが、外出時に目に留まった民間自転車駐輪場については、適宜、設置者や台数などを記録している。現状、区が把握している民間自転車駐輪場は、南千住駅周辺に7か所(計1,133台分)、町屋駅周辺に13か所(計1,196台分)であり、収容台数の合計では、南千住駅東口自転車等駐車場及び町屋駅自転車駐車場に匹敵する規模となっている。特に、南千住駅周辺においては、南千住駅東口自転車等駐車場の一時利用よりも低廉な価格で利用できるもの(例:1日100円、12時間毎100円)や、商業施設に隣接したものなどが存在しており、自転車駐車場と競合する関係にある。

= 監査の結果及び意見 =

民間自転車駐輪場も、自転車利用者に対して駐輪スペースを提供するという点では違いは無く、その存在自体は、放置自転車対策事業の目的に合致するものである。また、区が大規模な自転車駐輪場を建設することなく事業目的を達成し得る点では、より効率的な手段となり得るものである。今後、区の放置自転車対策事業の目的の達成に寄与する主体の一つとして位置付け、その充実を施策の中に取り込むことも選択肢の一つと考える。

そのためには、まずは区内の民間自転車駐輪場の実態把握を網羅的に行うとともに、設置者に呼びかけ、料金や収容台数などに関する情報提供を求めるとともに、必要な場合には、一定期間の事業継続を要請するなど、区の自転車駐輪場を補完する施設として位置付けることを検討することが望ましい。特に、荒川区では、「荒川区民営自転車駐

車場育成補助金要綱」に基づき、新たに一定の要件に該当する自転車駐輪場を設置しようとする事業者に対して、建設費の一部を補助している。これまでに12件の民間自転車駐輪場が補助を受けており、収容台数の合計は1,246台にのぼるが、補助制度を利用した事業者に対しては、定期的な現況報告への協力義務を補助要綱に定めるなどの対応を図ることが望ましい。

加えて、現在、「荒川区民営自転車駐車場育成補助金要綱」上、「当該駐車場が継続して3年以上運営されること」を補助要件としているが、これを10年程度とする代わりに補助上限額を引き上げる補助制度を、現行のものと併設するなどし、一定以上の期間、継続して駐輪場が提供される方策についても、併せて検討することが望ましい。

(3) 三ノ輪橋駅周辺地区への放置禁止区域の指定の検討について

放置防止条例第10条においては、「自転車等の駐車施設が整備されている地域で、自転車等の放置により良好な生活環境が阻害されると認められる地域」を放置禁止区域に指定できるものとしている。東京都青少年・治安対策本部とともに実施する放置状況などの調査において、50台以上の放置台数があった町屋、日暮里、西日暮里、三ノ輪橋、小台及び荒川車庫前の6駅周辺のうち、放置禁止区域に指定されていないのは、三ノ輪橋、小台及び荒川車庫前の3駅周辺である。このうち、小台及び荒川車庫前周辺には、自転車等の駐車施設自体が存在しないため、放置禁止区域の指定は困難である。

= 監査の結果及び意見 =

区所管課によれば、三ノ輪橋駅周辺については、一定数の収容台数があるものの、区の自転車置場としては南千住二丁目自転車置場(収容台数100台)のみのため、自転車等の駐車施設が十分に整備されている地域とは言い難いとして、放置禁止区域の指定は実施していないとのことである。しかし、三ノ輪橋駅周辺は、台東区との区界であり、台東区側には三ノ輪自転車駐車場及び三ノ輪自転車置場が設置されるとともに、放置自転車指導整理区域に指定されている。また、荒川区民でも東京メトロ日比谷線三ノ輪駅を利用する際には、台東区の自転車置場を一時利用する者も多いと考えられる。このように、行政区の境をまたぐ形で自転車利用者の動きが存在する状況において、荒川区の自転車駐車場もしくは自転車置場が十分に整備されていることを、放置禁止区域の指定の前提条件とすることは合理的ではないと考えられる。

今後、三ノ輪橋駅周辺の放置自転車及び自転車利用者の実態、民間自転車駐輪場の設置状況などを調査した上で、放置防止条例第10条に定める「自転車等の駐車施設が整備されている地域」に該当するか否かについて、あらためて見直し、可能な場合には台

東区と協議の上、放置禁止区域の指定を検討することが望ましい。加えて、駐車施設が不足する場合には、暫定的な路上駐輪施設の設置可能性についても、あらためて検討することが望ましい。

なお、小台及び荒川車庫前においては、民間自転車駐輪場を含めて自転車駐車場の設置が無い。このため、両駅周辺地区においては、まずは、民間自転車駐輪場に対する補助制度を積極的に広報するなどし、遊休地の転用や近隣商業施設の敷地内への設置の余地を探るとともに、暫定的な路上駐輪施設の設置可能性などについても、あらためて検討することが望ましい。加えて、「荒川区民営自転車駐車場育成補助金要綱」上、駐車場の収容能力がおおむね自転車50台分以上あることが補助要件とされているが、駐車施設の無い特定の地域においては、緊急性から、これを下回る規模でも認めることが可能とするなど、要綱を見直し、自転車の駐車スペースの確保に努めることが望ましい。

(4) 新たな総合計画の策定について

放置防止条例第34条において、区は、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めるものとされている。荒川区の総合計画は、平成12年5月に「荒川区自転車等の駐車対策に関する総合計画」(以下「総合計画」という。)として取りまとめられている。総合計画の対象期間は、平成12年度から平成21年度までの10年間であり、前期5年(平成12年度～平成16年度)と後期5年(平成17年度～平成21年度)に分けられている。また、自転車対策に係る課題別に施策の方向性や内容を記載するとともに、対象期間に実施する事業の計画や駅ごとの自転車等駐車場の整備目標が定められている。

【放置防止条例】

(総合計画)

第34条 区長は、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第7条第1項の規定に基づき自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めるものとする。
2 総合計画は、法第7条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。

【自転車法】

(総合計画)

第7条

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合計画の対象とする区域
- 二 総合計画の目標及び期間
- 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
- 四 自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者の講ずる措置
- 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
- 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
- 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

= 監査の結果及び意見 =

平成12年に策定された総合計画の対象期間が終了して、既に5年が経過しており、区内の自転車利用や放置自転車に関する環境は大きく変化している可能性が高い。また、総合計画策定時においては、南千住駅東口自転車等駐車場及び日暮里駅前自転車駐車場

の開設前であり、区の駐車施設の整備状況も大きく異なっている。

今後の放置自転車対策事業を計画的に、かつ効果的に遂行していくためにも、中期的な計画を策定することは有用である。これを契機に、「(1)区内の自転車利用及び放置自転車等の実態把握について(P.21)」に記載したような実態調査を実施した上で、各地区の課題をあらためて整理し、自転車駐車場の確保策や対策事業の計画を策定することが望ましい。特に、日暮里駅周辺地区においては、日暮里駅自転車駐車場の利用率が低迷しているにも関わらず、一定程度の放置自転車が存在するなど、問題が多い。今後、放置自転車や自転車利用の実態調査を踏まえた上で、自転車利用者に対する認知度の向上策や、日暮里駅周辺における放置自転車撤去の重点化などの対策を検討する必要があるが、このような課題への対応策についても、織り込んだものとする必要がある。

加えて、民間自転車駐輪場の位置付けなども明確にするとともに、老朽設備の大規模改修計画や「 .各論(指定管理業務関連) 3.自転車駐車場の新たな運営手法の例示について(P.59)」にて記載するような、新たな自転車駐車場の管理手法の検討状況についても、併せて反映させることが望ましいものとする。

2. 発生主義ベースでのコスト分析

今般の監査対象である放置自転車対策事業及び自転車駐車場の管理運営に関する収支は、区の一般会計に含まれており、所謂、官庁会計と呼ばれる単式簿記・修正現金主義に基づき決算値が作成されている。この場合、減価償却費や引当金を中心とする現金の支出を伴わない費用は計上されない。また、「第二 放置自転車対策事業並びに自転車駐車場及び自転車置場の概要（P. 5）」にて記載したように、土木費の中には、荒川区の正規職員の人件費は含まれておらず、労働集約的な業務が多い区役所のコスト分析を行う上では十分ではない。

このため、主たる事業である 自転車駐車場の管理運営業務、 自転車置場の管理運営業務、 放置自転車等の撤去・返還業務、の3業務を対象として、発生主義ベースでのフルコストの把握を試みた。荒川区においては、平成28年度より、所謂「東京都方式」による新地方公会計制度の導入を予定し、現在、固定資産台帳の整備などを、鋭意進めているところである。しかし、施設によっては、文書保存年限の関係などにより、取得価額を正確に把握することが困難なものがあること、また、複数の業務を担当する職員の人件費について、各業務に按分するための客観的な根拠資料などが存在しないことから、当該コスト分析は、監査人において、一定の仮定を置いた試算となっている点、留意が必要である。

= 監査の結果及び意見 =

(1) 自転車駐車場の管理運営業務に係るコスト

区全体の負担額

南千住駅東口、センターまちや及び日暮里駅前の各自転車駐車場の管理運営に関して、区がどれだけのコストを負担しているのか、以下の仮定を置いた上で試算した。

【仮定】

区の職員人件費については、区の作成した自転車置場・自転車駐車場管理運営に係る事務事業分析シート（平成26年度）に記載されている平成25年度の人件費等の額を基礎とし、企画業務、自転車置場管理運営業務及び自転車駐車場管理運営業務との間で、3等分し計上するものとした。

退職金及び退職給与引当金繰入額については、省略。

印刷製本費のうち、自転車等駐車場・置場等の設置場所案内図に係る経費については、自転車駐車場管理運営業務と自転車置場管理運営業務に共通的に発生するものであるため、両者の間で1：1にて按分し計上するものとした。

固定資産の取得価額については、区から提供された資料を基礎とした。耐用年数については、「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成18年10月 総務省）」における「基準モデルに基づく財務書類作成要領」の別表を基礎とし、これに該当の無いものについては、法人税法における減価償却資産の耐用年数表を参考に設定した。

償却方法は、旧定額法（残存価額10%）による。

その結果、平成25年度において、自転車駐車場の管理運営のために要した区の負担額は58,223千円であり、収容台数1台あたり13,905円を、区は負担したものとと言える。これは、後述する自転車置場の管理運営に要した区の負担額（収容台数1台あたり）4,773円の約2.9倍に相当する。大規模な自転車駐車場を建設したことが、大きなコストの差となって表れており、特に、日暮里駅前自転車駐車場においては、建設費（取得価額）が、他の駐車場と比して2.4～2.8倍と高額であることなどから、減価償却費の負担が非常に大きい。

【自転車駐車場管理運営に係る区の負担額】

（単位：千円）

| 区分 | 金額 | 摘要 |
|--------------|--------|---|
| 職員人件費 | 8,015 | 1/3を計上 |
| 人件費計 | 8,015 | |
| 印刷製本費 | 19 | 自転車駐車場・置場などの設置場所案内図（1/2を計上） |
| 委託料 | 4,806 | 整理誘導業務委託 |
| | 2,894 | 指定管理料（修繕費） |
| | 493 | 日暮里駅前自転車駐車場出入り口看板作成設置業務委託 |
| 物件費計 | 8,213 | |
| 減価償却費 | 55,293 | 南千住駅東口：9,443千円 センターまちや：8,159千円 日暮里駅前：37,690千円 詳細は後述。 |
| 指定管理者 納付金 | 13,300 | 指定管理者からの納付金。 コストのマイナス要因。 |
| 総合計 + + + | 58,223 | 区の実質的な負担額。 |

| | |
|----------------|---------|
| 収容台数 | 4,187台 |
| 収容台数1台あたりの区負担額 | 13,905円 |

(注) 収容台数には、原動機付き自転車を含む。

指定管理者が負担するコストも含めた総コスト(自転車駐車場単位)

自転車駐車場の管理運営に関しては、利用料金制の指定管理者制度が導入されていることから、利用者からの利用料金は指定管理者の収入となり、これを財源として、指定管理者は自転車駐車場の管理運営を行っている。このため、荒川区の決算には、直接、利用料金収入や管理運営に要する費用は計上されない。しかし、自転車駐車場の管理運営のために、実際、どれだけのコストが発生しているかを把握し、利用者から徴収する利用料金の水準の妥当性などを検討するためには、指定管理者が負担しているコストも含めた総コストを把握する必要がある。

なお、総コストを試算するにあたっては、区から指定管理者に対して、修繕費の財源として支出している指定管理料は控除した上で、指定管理者から提出される指定管理業務に係る決算書の支出合計の額を加算した。総コストは、3施設合計で151,286千円であり、収容台数1台あたり総コストは36,132円である。また、日暮里駅前のコストが高水準であるが、これは 高い減価償却費負担、最も設置時期が新しい施設であることから、ゲートシステムなども自動化されており、収容台数に比して、光熱水費や設備などの保守点検委託費が相対的に高くなっていることなどが要因として考えられる。特に、減価償却費が総コストに占める割合は、南千住駅東口が31.3%、センターまちやが16.3%であるのに対して、52.8%を占める高水準にある

【自転車駐車場の管理運営に係る総コスト】

(単位:千円)

| 区分 | 南千住駅東口 | センターまちや | 日暮里駅前 | 合計 |
|------------|--------|---------|--------|---------|
| 区費(その1) | 2,678 | 2,678 | 2,678 | 8,035 |
| 区費(委託料) | - | 2,883 | 2,415 | 5,299 |
| 減価償却費 | 9,443 | 8,159 | 37,690 | 55,293 |
| 小計 | 12,121 | 13,722 | 42,785 | 68,629 |
| 指定管理者利益納付金 | 9,000 | 4,300 | - | 13,300 |
| 小計 | 3,121 | 9,422 | 42,785 | 55,329 |
| 指定管理者支出合計 | 26,966 | 40,495 | 28,495 | 95,957 |
| 総合計 | 30,087 | 49,917 | 71,281 | 151,286 |

(注) 区費(その1)は、各自自転車駐車場に共通的に発生する職員人件費及び印刷製本費の合計額を3等分して配賦した。

【収容台数1台あたり総コスト】

| 区分 | 南千住駅東口 | センターまちや | 日暮里駅前 | 合計 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|
| 収容台数 | 1,510台 | 1,407台 | 1,270台 | 4,187台 |
| 収容台数1台あたり総コスト | 19,925円 | 35,478円 | 56,126円 | 36,132円 |

減価償却費の算定基礎と今後の固定資産台帳の整備・運用に向けて

今般の試算における減価償却費の算定基礎は、次表のとおりである。当初、自転車駐車場関連固定資産の取得価額などの情報を入手するため、公有財産台帳の提出を求めたが、南千住駅東口及び日暮里駅前の各自転車駐車場は道路資産であることから記載が無く、また、代替的に提出された道路台帳には、自転車駐車場の取得価額が登載されていないものであった。このため、別途、区所管課に設置時の関連資料の提出を依頼し、保管されていた工事請負契約書や内訳書の一部の提示を受けたものである。これらの資料は保管年限を経過していたが、関連資料として写しが保存されていたものであることから、各自転車駐車場の情報に大きく差がある状況であった。

このため、内訳書が閲覧可能であった日暮里駅前自転車駐車場においては、ラック設置工事に関しても区分して把握し、個別の耐用年数を付すことが可能であったが、他の2か所の自転車駐車場においては、ラック設置工事費は、より耐用年数の長い建物の建設費に包含されているものと推測される。このような情報の差が、固定資産の取得価額の差以上に、毎年の減価償却費に差を生じさせた要因と考えられる。

荒川区では、平成28年度からの東京都方式による新地方公会計制度の適用開始に向けて、固定資産台帳の整備を進めているとのことであるが、取得価額情報を記録するのみならず、一つの施設に関して、空調や電気・排水設備、その他の器具備品などについて、どの程度まで詳細に区分し固定資産として認識するのか、全庁的に水準を統一する必要がある。実務上、一定の程度において細分化をとどめることは必要であるが、一方で、余りに大括りな場合には、建物本体の長い耐用年数に引きずられ、減価償却費が過小に計上されるとともに、大規模改修や取替工事の際に、適切な除却処理が困難となるおそれがある。

過去の情報には対応に限りがあるが、区所管課においても、平成26年度に三河島駅前自転車駐車場が新規に開設されている。関連部署と良く協議の上、適切な固定資産台帳への登載を図ることが必要である。

【参考：減価償却費の算定基礎】

a. 南千住駅東口自転車等駐車場 (単位：千円)

| 勘定科目 | 取得価額 | 摘要 | 耐用年数 | 償却率 | 減価償却費 |
|------|---------|-------|------|-------|-------|
| 建物 | 372,644 | 鉄筋鉄骨造 | 50年 | 0.020 | 6,707 |
| 建物 | 26,858 | 電気設備 | 15年 | 0.066 | 1,595 |
| 附属設備 | 10,447 | 機械設備 | 15年 | 0.066 | 620 |
| | 441 | 電気工作物 | 15年 | 0.066 | 26 |
| 構築物 | 7,671 | 建築工作物 | 15年 | 0.066 | 455 |
| | 834 | 立木 | 20年 | 0.050 | 37 |
| 合計 | 418,897 | | | | 9,443 |

(注1) 全て、設置翌年度(平成14年度)より償却開始。

(注2) 減価償却費 = 取得価額 × 0.9 × 償却率 (以下、全て同じ。)

b. センターまちや自転車駐車場 (単位：千円)

| 勘定科目 | 取得価額 | 摘要 | 耐用年数 | 償却率 | 減価償却費 |
|------|---------|---------|------|-------|-------|
| 建物 | 445,723 | 鉄筋鉄骨造 | 50年 | 0.020 | 8,023 |
| 機械装置 | 45,366 | ゲートシステム | 5年 | 0.200 | (償却済) |
| 器具備品 | 1,521 | 2段式ラック | 10年 | 0.100 | 136 |
| 合計 | 492,612 | | | | 8,159 |

(注1) 建物及び機械装置は、平成9年度より償却開始。

(注2) 器具備品は、平成21年度より償却開始。

c. 日暮里駅前自転車駐車場

(単位：千円)

| 勘定科目 | 取得価額 | 摘要 | 耐用年数 | 償却率 | 減価償却費 |
|------|-----------|----------------|------|-------|--------|
| 建物 | 959,752 | 上屋又は 建物工事 | 50年 | 0.020 | 17,275 |
| 構築物 | 61,559 | 舗装工事 | 15年 | 0.066 | 3,656 |
| 機械装置 | 54,383 | サイクルコ ンベア工事 | 10年 | 0.100 | 4,894 |
| 器具備品 | 130,464 | ラック工事 | 10年 | 0.100 | 11,741 |
| | 679 | 案内板工事 | 5年 | 0.200 | 122 |
| 合計 | 1,206,840 | | | | 37,690 |

(注1) 全て、平成21年度より償却開始。

(注2) 工事請負契約書上は一体の工事であったため、見積り段階の内訳書の比率にて、
建物、構築物などに按分した。

(2) 自転車置場の管理運営業務に係るコスト

区内12か所に設置されている自転車置場については、個別の自転車置場単位ではなく、全体としてコストを試算した。なお、試算の仮定については、自転車駐車場のコスト分析と同様である。

その結果、平成25年度において、自転車置場の管理運営のために要した総コストは30,513千円であり、収容台数1台あたり8,422円であった。これに対して、自転車置場定期利用時に徴収する登録手数料収入が13,219千円であることから、これを差し引くと、区の実質的な負担額は17,293千円であった。収容台数1台あたりの区負担額は4,773円であり、大規模な施設を有していないことから、自転車駐車場と比べ34%程度の水準にとどまる。

【自転車置場の管理運営業務に係るコスト】

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 摘要 |
|-----------------|--------|---|
| 職員人件費 | 8,015 | 1/3を計上 |
| 人件費計 | 8,015 | |
| 報酬 | 258 | 利用登録事務アルバイト賃金 |
| 光熱水費 | 666 | 自転車置場光熱水費 |
| 消耗品 | 2 | 自転車置場用品 |
| 印刷製本費 | 660 | 自転車駐車場・置場などの設置場所案内図(1/2を計上) 利用登録証、窓空き封筒 |
| 物品修繕 | 189 | 西日暮里駅自転車置場ラック修繕 |
| 委託料 | 16,048 | 自転車駐車場等整理・誘導業務委託 |
| | 327 | 除草・樹木選定業務委託 |
| 使用料 | 499 | 荒川自然公園自転車置場 |
| | 257 | 西日暮里自転車置場 |
| 物件費計 | 18,910 | |
| 減価償却費 | 3,586 | 詳細は後述。 |
| 総コスト A = + + | 30,513 | |

| | | |
|-----------------|--------|------------------|
| 自転車登録 手数料収入 | 13,219 | 自転車置場定期利用時の登録手数料 |
| 純コスト B = A - | 17,293 | 実質的な区の負担額 |

| | |
|----------------------|--------|
| 収用台数：C | 3,623台 |
| 収容台数1台あたりの総コスト：A ÷ C | 8,422円 |
| 収容台数1台あたりの区負担額：B ÷ C | 4,773円 |

【参考：減価償却費の算定基礎】 (単位：千円)

| 勘定科目 | 取得価額 | 摘要 | 耐用年数 | 償却率 | 減価償却費 |
|------|--------|-----|------|-------|-------|
| 器具備品 | 39,852 | ラック | 10年 | 0.100 | 3,586 |
| 合計 | 39,852 | | | | 3,586 |

(注) 器具備品は西日暮里自転車置場に係るものであり、平成20年より償却開始。

(3) 放置自転車等の撤去・返還業務に係るコスト

放置自転車等の撤去・返還業務に係るコストを試算するにあたっては、自転車駐車場及び自転車置場の管理運営業務に係るコストの試算と同様の仮定に基づくが、以下の点のみ変更している。

【仮定】・・・変更点のみ記載。

区の職員人件費については、区の作成した放置自転車撤去に係る事務事業分析シート(平成26年度)に記載されている平成25年度の人件費等の額を基礎とし、企画業務、放置自転車等の撤去・返還業務及び放置防止指導啓発業務との間で3等分し計上するものとした。

消耗品費のように、放置防止指導啓発業務との間にて共通的に発生する経費については、両者の間において、1:1にて按分するものとした。

平成25年度においては、撤去・返還業務に係るコストは42,971千円であり、撤去台数1台あたり5,159円であった。これに対して、放置自転車等の返還手数料収入が14,842千円、放置自転車の売却代金収入が5,954千円であることから、これらを差し引くと、区の実質的な負担額は22,173千円であり、収容台数1台あたりの区負担額は2,662円であった。

【放置自転車等の撤去・返還業務に係るコスト】

(単位:千円)

| 区分 | 金額 | 摘要 |
|-----------------|--------|----------------------|
| 職員人件費 | 8,871 | 1/3を計上。 |
| 人件費計 | 8,871 | |
| 報酬 | 693 | 1/3を計上。 |
| 共済費 | 96 | 1/3を計上。 |
| 光熱水費 | 310 | 三河島自転車等保管所光熱水費、ガソリン代 |
| 消耗品 | 1,181 | 撤去用事務用品など |
| 役務費 | 397 | 電話料・撤去自転車管理システム回線など |
| 委託料 | 99 | 自動券売機保守・点検業務 |
| | 9,850 | 放置自転車撤去・運搬業務委託 |
| | 15,263 | 自転車保管場所管理・自転車等返還業務委託 |
| | 248 | 三河島自転車保管場所機械警備業務委託 |
| | 402 | 撤去自転車管理システム保守委託など |
| 使用料 | 5,203 | 三河島自転車保管場所借地料 |
| | 245 | 軽自動車バン賃借料 |
| 物件費計 | 33,992 | |
| 減価償却費 | 107 | 詳細は後述。 |
| 総コスト A = + + | 42,971 | |

| | | |
|-------------------|--------|----------------|
| 返還手数料 収入 | 14,842 | 放置自転車等の返還手数料収入 |
| 自転車売却代 金収入 | 5,954 | 放置自転車の売却代金収入 |
| 純コスト B = A - - | 22,173 | 実質的な区の負担額 |

| | |
|--------------------|--------|
| 撤去台数：C | 8,328台 |
| 撤去1台あたりの総コスト：A ÷ C | 5,159円 |
| 撤去1台あたりの区負担額：B ÷ C | 2,662円 |

【参考：減価償却費の算定基礎】

(単位：千円)

| 勘定科目 | 取得価額 | 摘要 | 耐用年数 | 償却率 | 減価償却費 |
|------|--------|---------------|------|-------|-------|
| 建物 | 3,500 | 軽量鉄骨 (管理棟) | 30年 | 0.034 | 107 |
| 構築物 | 22,203 | 舗装など | 15年 | 0.066 | (償却済) |
| 合計 | 25,703 | | | | 107 |

(注1) 全て、平成3年より償却開始。

3. 利用料金及び手数料の適時な見直しについて

荒川区の徴収する使用料や手数料などの算定方法については、従前、使用料などを見直した際に作成された「使用料等の見直しについて 最終報告」(平成9年1月 荒川区使用料等検討委員会)がある。この中において、自転車駐車場は「選択的・採算的サービス」の一つとして例示されている。「選択的サービス」とは、法令などに基づく基本的な行政サービスではなく、区民の日常生活をより快適で潤いのあるものにするために提供するサービスと定義され、「採算的サービス」とは、民間において市場原理により提供されているサービスと定義されている。自転車駐車場及び自転車置場は、民間自転車駐輪場と同様のサービスを提供するものであり、選択的・採算的サービスとして区分することは合理的なものと言える。

また、選択的・採算的サービスについては、その性質上、当該サービスを提供するための原価に対する利用者負担率を75%又は100%とし、原価には、当該サービスを提供するために必要な 維持管理費(業務従事者の人件費を含む。) 減価償却費相当額、が算入されるべきものとしている。ただし、これを機械的にあてはめるのではなく、実際の適用には、類似の使用料などとの均衡や政策効果を勘案することとしている。

この原価の範囲は、前節「2. 発生主義ベースでのコスト分析」にて試算した総コストと同等であることから、当該情報を利用し、平成25年度のコストを基礎として、「使用料等の見直しについて 最終報告」の考え方に沿った利用料金及び手数料を試算するとともに、現行のものと比較・検討を試みた。その際、利用者負担率は75%、調整率は95%を前提としたが、一時利用に関しては、区所管課が一時利用に係る利用料金を算定する際は1日に3回転を前提としているが、平成25年度の利用実績(一時利用に係る収容台数:582台、1日平均利用者数530人)に照らして、1日に1回転することを仮定した。具体的には、以下の算式に沿って試算した。また、自転車駐車場については、各自転車駐車場単位にて、自転車置場については、区内12か所の自転車置場を一体として行った。

なお、定期利用及び一時利用に係る各々の総コストは、事業全体の総コストを収容台数にて按分するものとした。

【利用料金の試算式】

| |
|--|
| <p>定期利用料金</p> <p>定期利用料金（1か月）＝原価（総コスト）×0.95（調整率）×係数×0.75</p> <p>（注）係数＝1÷（収容台数×12か月）</p> |
| <p>一時利用料金</p> <p>一時利用料金（1回）＝原価（総コスト）×0.95（調整率）×係数×0.75</p> <p>（注）係数＝1÷（収容台数×365日×1回）</p> |

= 監査の結果及び意見 =

（1）自転車駐車場利用料金

定期利用料金

定期利用に係る利用料金の試算値は、全自転車駐車場の合算では、月2,146円と算定された。現行の定期利用に係る利用料金（荒川区民：自転車）は1か月2,000円であり、試算値と比べて7%程度割安となっているが、今後、この乖離幅が増大するようであれば、利用料金水準の見直しを図ることも必要である。今回は、一定の仮定に基づく試算であることから、今後、精緻化を図り、コストの実態を適宜把握するとともに、コスト情報に基づく利用料金の試算を定期的に行い、適切な利用者負担率の維持を図ることが望ましい。特に、平成29年4月に予定されている消費税率の引上げが実施された場合、利用料金への転嫁の要否を検討する必要があるが、適切な利用者負担率の維持の観点からも、税率引き上げ時の影響額などを試算し、転嫁の要否を検討する必要がある。加えて、利用料金水準を見直す際には、過去情報であるコストの実績値を基礎としながらも、将来的な設備更新や大規模改修工事の要否を見込んだ上で判断する必要がある。

一方、各自自転車駐車場の単位で見ると、総コストの水準の差を反映し、南千住駅東口では現行の6割程度の料金水準で75%の利用者負担率となるものの、日暮里駅前では、逆に6割程度値上げした料金水準でなければ75%の利用者負担率とはならない。確かに、各自自転車駐車場は立地条件や建設時期なども異なることから、個別に利用料金を設定する考え方も十分にあり得るところである。しかし、サービスの料金設定は、コスト面だけではなく、利用者からの需要面も考慮する必要がある。日暮里駅前自転車駐車場は、最も定期利用登録率が低迷し、利用者の需要が弱いことから、コスト面のみから、日暮里駅前自転車駐車場の定期利用料金を値上げすることは非現実的である。それよりも、自転車駐車場の認知度向上策や日暮里駅周辺での放置自転車等撤去の強化などによる、利用促進策を検討することが先ずは必要なものと考えらる。

【定期利用及び一時利用に係る総コスト】

| 区分 | 南千住駅東口 | センターまちや | 日暮里駅前 | 合計 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|---------|
| 総コスト (千円) | 30,087 | 49,917 | 71,281 | 151,286 |
| 収容台数 (定期) | 1,305 (86.4%) | 1,200 (85.2%) | 1,100 (86.6%) | 3,605 |
| 収容台数 (一時) | 205 (13.5%) | 207 (14.7%) | 170 (13.3%) | 582 |
| 総コスト(定期) (千円) | 26,003 | 42,573 | 61,739 | 130,316 |
| 総コスト(一時) (千円) | 4,084 | 7,343 | 9,541 | 20,970 |

【定期利用に係る利用料金の試算値】

| 区分 | 南千住駅東口 | センターまちや | 日暮里駅前 | 合計 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総コスト (千円) | 26,003 | 42,573 | 61,739 | 130,316 |
| 収容台数 | 1,305 | 1,200 | 1,100 | 3,605 |
| 月数 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 係数 | 0.0000638 | 0.0000694 | 0.0000757 | 0.0000231 |
| 利用料金 (円) | 1,183 | 2,106 | 3,332 | 2,146 |

(注1) 係数：1 ÷ (収容台数 × 12 か月)

(注2) 利用料金：総コスト × 0.95 × 係数 × 0.75

【平成25年度における自転車駐車場の定期利用登録率】

| 区分 | 南千住駅東口 | センターまちや | 日暮里駅前 |
|-------|--------|---------|-------|
| 定期利用率 | 97.3% | 110.0% | 53.2% |

一時利用料金

一時利用に係る利用料金の試算値は、全自転車駐車場の合計ベースでは、1回あたり70円と算定された。現在、8時間以内の一時利用料金は1回100円と試算値の4割程度、割高な水準にあるが、2時間以内の利用が無料であることを踏まえると、著しく割高とは言い切れない。これについても、今後、コストの実態を適宜把握するとともに、コスト情報に基づく利用料金の試算を定期的に行い、適切な利用者負担率の維持を図る

ことが望ましい。

【一時利用に係る利用料金の試算値】

| 区分 | 南千住駅東口 | センターまちや | 日暮里駅前 | 合計 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総コスト (千円) | 4,084 | 7,343 | 9,541 | 20,970 |
| 収容台数 | 205 | 207 | 170 | 582 |
| 日数 | 365 | 365 | 365 | 365 |
| 回転数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 係数 | 0.0000133 | 0.0000132 | 0.0000161 | 0.0000047 |
| 利用料金 (円) | 38 | 69 | 109 | 70 |

(注1) 係数：1 ÷ (収容台数 × 365日 × 1回)

(注2) 利用料金：総コスト × 0.95 × 係数 × 0.75

(2) 自転車置場登録手数料

定期利用に係る登録手数料

定期利用に係る登録手数料の試算値は、月500円と算定されることから、年間の登録手数料は6,000円となるが、現行の登録手数料(荒川区民)は3,300円であり、大きな乖離が生じている。現行の登録手数料(荒川区民)にて利用者負担率を試算すると41.2%程度の水準であり、適切な利用者負担率の維持の観点から、見直しを図ることが必要である。

自転車置場の登録手数料の水準については、平成15年度の包括外部監査においても見直す必要がある旨の意見が出されており、区の措置状況において、検討していくとのコメントが出されている。平成15年度の監査から10年以上が経過しており、迅速な対応が求められる。

【定期利用及び一時利用に係る総コスト】

| 区分 | 総コスト (千円) | 収容台数 (定期) | 収容台数 (一時) | 総コスト (定期) (千円) | 総コスト (一時) (千円) |
|-------|--------------|------------------|---------------|----------------------|----------------------|
| 自転車置場 | 30,513 | 3,273 (90.3%) | 350 (9.6%) | 27,565 | 2,947 |

【定期利用に係る登録手数料：試算値】

| 総コスト (千円) | 収容台数 (台) | 月数 | 係数 | 利用料金 (円) |
|--------------|-------------|----|-----------|-------------|
| 27,565 | 3,273 | 12 | 0.0000254 | 500 |

(注1) 係数：1 ÷ (収容台数 × 12か月)

(注2) 利用料金：総コスト × 0.95 × 係数 × 0.75

一時利用料金

現在、自転車置場の一時利用に関しては登録手数料などの徴収はなされていないが、自転車駐車場の一時利用と同一の仮定において、一時利用の料金を試算すると、1回あたり16円と算定された。

自転車置場の一時利用の有料化については、平成15年度の包括外部監査においても検討を求める旨の意見が出されており、区の措置状況において、「100円コイン式ラックも含め有料化する方向で検討する。」とのコメントが出されている。本件についても、今後、コストの実態を精査するとともに、実現可能な料金徴収方法も含めて、有料化の適否について迅速な検討が求められる。

【一時利用に係る登録手数料：試算値】

| 総コスト (千円) | 収容台数 (台) | 日数 | 回数 | 係数 | 利用料金 (円) |
|--------------|-------------|-----|----|-----------|-------------|
| 2,947 | 350 | 365 | 1 | 0.0000078 | 16 |

(注1) 係数：1 ÷ (収容台数 × 365日 × 1回)

(注2) 利用料金：総コスト × 0.95 × 係数 × 0.75

(3) 放置自転車等の撤去手数料

「2. 発生主義ベースでのコスト分析 (3) 放置自転車等の撤去・返還業務に係るコスト(P.35)」にて試算したように、平成25年度における撤去1台あたりのコストは5,159円であった。現行の撤去手数料(自転車)は5,000円であることから、概ね、かかったコストの全額を求めていることとなる。

確かに、自転車駐車場の利用料金とは異なる性質のものであり、かかったコスト相当額の支払いを求めることも、十分、考えられるところである。一方、撤去台数に対する返還台数の割合である撤去率は、平成24年度において39.6%、平成25年度において38.2%である。他区のデータが開示されている平成24年度実績で見た場合、23区平均が57.7%であり、荒川区は中央区(返還率10.3%)及び台東区(返還

率34.6%)に次いで低い水準にある。コストの全額を請求するとしても、利用者が撤去された放置自転車の返還を求めない限り、撤去手数料は徴収できないため、結果的に、年間22,173千円の区の負担が生じている。

現行の撤去手数料は、平成12年度より5,000円とされたものであるが、自転車価格の下落に伴い、返還を申し出る際のハードルとなっている可能性もある。今後、撤去手数料を一定割合低下させた場合に、どの程度、返還率に影響を与えるのか返還率の料金弾力性を検討し、返還率の向上などに資するような撤去手数料の水準に、適宜見直すことが望ましいが、その際には、施策実施の金銭的な側面であるコスト情報も含めて検討する必要がある。

(4) 利用料金及び手数料の適時な見直しについて

コスト情報に基づく利用料金及び手数料の試算は、あくまでコスト面から、一定の利用者負担率を求めるものであり、行政サービスの料金設定に際しては、コスト面のみならず、利用者の需要量やその他の政策的な効果なども考慮して決定されるものである。しかし、地方公共団体も、一定の限られた財源の中で事業を実施する経済主体である以上、コスト計算を無視した行政運営は想定できない。

平成28年度より導入が予定されている東京都方式による新地方公会計制度においては、発生主義ベースでのコスト情報が、適時に入手可能となるはずであるが、その際には、主要な事業ごとに、区職員の人件費や事業ごとの減価償却費も含めたコスト情報を入手できるよう、事業区分を適切に設定する必要がある。また、コスト情報を作成する枠組みだけでなく、これを用いて、コスト面から見たあるべき利用料金収入を適宜算定し、定期的に、これを見直す運用があって初めてコスト情報が生きることになる点、あらためて留意が必要である。

4. 利用料金に係る消費税の取扱いについて

公の施設の利用料金などに係る消費税（地方消費税を含む。）の取扱いに関しては、総務省より、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言として、以下の通達が発出されている。

総行行第198号 総行経第28号 平成25年12月4日

平成26年4月1日からの消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応については、消費税（地方消費税を含む。）が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるよう、下記の点に留意の上、所要の措置を講じるようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいこと。
- 2 公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として收受させている場合には、1と同様に消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じられたいこと。
その際、利用料金について定める条例の改正等が必要なときには、地方公共団体において適切に対処されたいこと。
- 3 公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合には、地方公共団体が指定管理者に支出する委託費についても、消費税率の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上されたいこと。

なお、地方公共団体が公の施設の管理を指定管理者に行わせることは、地方公共団体が指定管理者からサービスの提供を受けてその対価を支払う関係として、消費税の課税対象と解されていることを申し添えます。

= 監査の結果及び意見 =

平成26年4月より、消費税率が5%から8%に引き上げられたが、これに関連する、自転車駐車場の利用料金への反映などは行われていない。

自転車駐車場の利用料金も公の施設を用いた役務提供であり、かつ、当該施設の利用者から役務提供の対価として負担を求める受益者負担という仕組みをとっている。したがって、消費税が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえると、消費税率引上げに伴い、本来は、利用者に対して、円滑かつ適正に転嫁されるべきである。仮に、当該転嫁が行われない場合、消費税の負担者が、最終的な負担者となるべき消費者ではなく、区及び指定管理者となる。この点、消費税負担額の全額を利用料金に転嫁し、利用者に負担させるか否かは政策判断に委ねられるところであるが、少なくとも、指定管理者である事業者に過度な負担を負わせることは適切ではない。ちなみに、センターまちや自転車駐車場の指定管理者の事業計画書には、「区民の皆様に広く貢献する観点から2014年4月1日からは転嫁を行わないが、消費税が8%から10%へ増額される際は、区と協議のうえ、自動車駐車場条例第14条の改正についても検討していかなければならない」旨、記載がなされており、指定管理者にとっては課題として認識されているところである。

また、区が負担するということは、受益者である利用者ではなく、納税者一般に負担を求めることを意味し、受益者負担の割合を減じることとなる。特に、平成29年4月には、8%から10%への税率引き上げが予定されており、これに伴い増加する負担額について、誰が負担することとするのか、区の方針を整理する必要がある。

今後、税率引き上げに伴う指定管理者の収支や区の財政負担への影響、更には、前述したような業務運営に係るコストへの影響額を試算するなどし、指定管理者の負担の程度や、適切な利用者負担率の確保などの観点から、利用料金への反映の適否について、速やかに検討することが望ましい。消費税の利用料金などへの転嫁については、自転車駐車場のみならず、他の公の施設の使用料もしくは利用料金なども含めて、区全体で検討がなされる必要がある。本件包括外部監査の監査対象部署である交通対策課のみで完結し得る問題ではないが、これを契機に、横断的に検討がなされることを期待する。

・各論（指定管理業務関連）

1. 指定管理業務の概要

（1）業務の範囲

南千住駅東口、センターまちや及び日暮里駅前の各自転車駐車場に係る指定管理業務の範囲は、駐車場条例第7条に定められており、内容は以下のとおりである。また、その細目は、仕様書に定められている。

- | |
|---|
| （1）自転車駐車場の利用の承認及び不承認に関する業務 （2）自転車駐車場の利用料金の收受、減額及び還付に関する業務 （3）自転車駐車場の利用承認の取消し等に関する業務 （4）自転車駐車場の維持管理に関する業務 （5）上記以外のほか、区長が必要と認める業務 |
|---|

（2）事業計画書及び事業報告書など

事業の実施にあたっては、指定管理者は、毎年度の事業計画書を作成し、区の承認を受けることが求められている。また、業務の実施状況について、年度の半期（4月～9月）終了後、半期事業報告を行うとともに、毎年度終了後、事業報告書を区に提出する。また、区は、指定管理者が提出した事業報告書などにに基づき、指定管理者が行った業務の運営の評価を行うこととされており、評価結果は区民に公表される。

今般の監査にあたり、平成25年度における事業計画書、半期報告書及び事業報告書については、各指定管理者より提出されていることを確認した。

【半期報告書の報告事項】

- 事業実施報告
- 職員勤務状況
- 施設点検報告 など

【事業報告書の報告事項】

- 指定管理業務の実施状況に関する事項
- 施設の利用状況に関する事項
- 利用料金収入の実績
- 自主事業の実施状況に関する事項
- 管理経費等の収支状況
- その他、区が指示する事項

(3) 施設の利用状況

平成23年度から平成25年度における各自転車駐車場の利用状況は次表のとおりである。南千住駅東口自転車等駐車場においては、平成23年度までは定期利用登録率が100%を超えていたが、南千住駅周辺の民間自転車駐輪場の増加などに伴い、年々、登録率が低下してきている。また、一時利用率が他の2か所の自転車駐車場と比べて著しく低いが、これも周辺の民間自転車駐輪場との競合による影響が強く出ているものと考えられる。

【南千住駅東口自転車等駐車場】

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 定期利用 | | | |
| 収容台数(A) | 1,305台 | 1,305台 | 1,305台 |
| 登録者数(B) | 1,477人 | 1,193人 | 1,268人 |
| 定期利用登録率(B)÷(A) | 113.2% | 91.4% | 97.2% |
| 一時利用 | | | |
| 収容台数(C) | 205台 | 205台 | 205台 |
| 利用者数(D) | 76.1人 | 64.2人 | 59.5人 |
| 一時利用率(D)÷(C) | 37.1% | 31.3% | 29.0% |

(注1) 登録者数は、毎年度末(3月31日)時点におけるもの。以下、同じ。

(注2) 利用者数は、毎年度の1日平均一時利用者数。以下、同じ。

(注3) 南千住駅東口には、原動機付自転車(定期利用20台、一時利用5台)を含む。

(注4) 定期利用登録率、一時利用率については、小数点第2位を四捨五入した。

センターまちや自転車駐車場においては、定期利用登録率及び一時利用率ともに堅調であるが、町屋駅周辺においても民間自転車駐輪場が設置されており、特に、一時利用率において競合の影響が出てきている。

【センターまちや自転車駐車場】

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 定期利用 | | | |
| 収容台数(A) | 1,200台 | 1,200台 | 1,200台 |
| 登録者数(B) | 1,318人 | 1,507人 | 1,320人 |
| 定期利用登録率(B)÷(A) | 109.8% | 125.6% | 110.0% |
| 一時利用 | | | |
| 収容台数(C) | 207台 | 207台 | 207台 |
| 利用者数(D) | 267.1人 | 271.0人 | 238.7人 |
| 一時利用率(D)÷(C) | 129.0% | 130.9% | 115.3% |

日暮里駅前自転車駐車場においては、定期利用登録率の低さが顕著である。区の所管課によれば、日暮里舎人ライナーの影響や認知度不足などを要因として挙げているが、開設から6年が経過しており、抜本的な対策を立てるべき時期に来ているものと考えられる。

【日暮里駅前自転車駐車場】

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 定期利用 | | | |
| 収容台数(A) | 1,100台 | 1,100台 | 1,100台 |
| 登録者数(B) | 532人 | 548人 | 585人 |
| 定期利用登録率(B)÷(A) | 48.4% | 49.8% | 53.2% |
| 一時利用 | | | |
| 収容台数(C) | 170台 | 170台 | 170台 |
| 利用者数(D) | 201.9人 | 231.0人 | 223.2人 |
| 一時利用率(D)÷(C) | 118.8% | 135.9% | 131.3% |

(4) 収支状況

収支状況の推移

指定管理者からは、毎年度、当該指定管理業務に係る決算書が提出される。これに基づく、平成23年度から平成25年度における収支の状況は次表のとおりである。また、指定管理者からは、一定のルールに基づき、区に対して納付金が支払われるが、当該納付金の額は、以下の収支には反映されていない。

南千住駅東口自転車等駐車場においては、一定水準以上の定期利用があることから、毎年度、プラスの収支差額(黒字)を計上しており、平成25年度の収支差額率も20%を回復している。しかし、南千住駅周辺の民間自転車駐輪場の増加などに伴い、年々、収入合計は減少傾向にある。

【南千住駅東口自転車等駐車場】 (単位：千円)

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 収入合計(A) | 36,046 | 35,777 | 34,119 |
| 支出合計 | 26,302 | 29,272 | 26,966 |
| 収支差額(B) | 9,744 | 6,504 | 7,153 |
| 収支差額率(B)÷(A) | 27.0% | 18.1% | 20.9% |

センターまちや自転車駐車場においては、定期利用は堅調であるものの、町屋駅周辺に設置された民間自転車駐輪場との競合などから、収入合計は、年々、減少傾向にある。一方、支出合計は増加傾向にあることから、収支差額は、平成23年度の4割程度に落ち込んでいる。センターまちや自転車駐車場の収支差額率が、南千住駅東口自転車等駐車場と比べて、相当程度低い要因としては、センターまちや管理組合に対する負担金について、指定管理者が負担することとされていることが要因として挙げられる(平成25年度の負担金：12,051千円、支出合計の29.7%)。

【センターまちや自転車駐車場】 (単位：千円)

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 収入合計(A) | 44,602 | 44,598 | 42,519 |
| 支出合計 | 39,448 | 40,914 | 40,495 |
| 収支差額(B) | 5,154 | 3,684 | 2,023 |
| 収支差額率(B)÷(A) | 11.5% | 8.2% | 4.7% |

日暮里駅前自転車駐車場においては、収支差額のマイナス(赤字)が常態化している。当初の予算段階から赤字予算を組まざるを得ない状況にあり、利用率の向上による増収策を図る以外、収支状況の好転は望めないものと考えられる。

【日暮里駅前自転車駐車場】

(単位:千円)

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 収入合計(A) | 20,744 | 21,538 | 21,414 |
| 支出合計 | 25,849 | 26,245 | 28,495 |
| 収支差額(B) | 5,104 | 4,707 | 7,081 |
| 収支差額率(B)÷(A) | 24.6% | 21.8% | 33.0% |

平成25年度における収支状況

平成25年度における決算の詳細は、次表のとおりである。なお、南千住駅東口及び日暮里駅前の数値は消費税を含んだ税込金額であるが、センターまちやの支出項目は消費税を含まない税抜金額である。ただし、センターまちやの消費税相当額は租税公課に計上されているため、支出合計では消費税を含んだ金額となっている。

【平成25年度における決算状況】

(単位：千円)

| 区分 | 南千住駅東口 | センターまちや | 日暮里駅前 |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 収入項目 | | | |
| 指定管理料(修繕費) | 2,033 | 453 | 407 |
| 定期利用料 | 29,506 | 30,158 | 13,436 |
| 一時利用料 | 2,884 | 12,244 | 7,690 |
| カード再発行手数料 | 18 | 129 | 20 |
| 利用料還付金 | 80 | 84 | 28 |
| 自主事業収入 | 1 | - | 81 |
| 前受金 | 243 | 381 | 193 |
| 収入合計 | 34,119 | 42,519 | 21,414 |
| 支出項目 | | | |
| 人件費(管理員、整理員) | 14,801 | 17,423 | 13,925 |
| 福利厚生費 | 61 | 47 | 124 |
| 旅費交通費 | 108 | 75 | 92 |
| 駐車場管理業務費 | 5,903 | 4,491 | 5,778 |
| 商品仕入(自主事業) | 0 | - | 1 |
| 消耗品費・印刷製本費等 | 166 | 854 | 1,929 |
| 光熱水費 | 1,406 | 1,511 | 3,096 |
| 負担金(組合管理費等) | - | 12,051 | - |
| 修繕費 | 2,130 | 431 | 476 |
| 役務費(通信費) | 36 | 46 | 57 |
| 設備等保守点検委託費 | 1,428 | 1,221 | 2,357 |
| 警備委託費 | - | 180 | - |
| 各種保険料 | 9 | 38 | 7 |
| 広告宣伝費 | 63 | - | 50 |
| 租税公課 | 850 | 2,122 | 600 |
| 支出合計 | 26,966 | 40,495 | 28,495 |
| 収支差額 | 7,153 | 2,023 | 7,081 |

センターまちや特有の支出である負担金を除いた支出合計で見ると、収容台数1台あたり支出は、南千住駅東口で17.8千円、センターまちやで20.2千円、日暮里駅前で22.4千円となり、日暮里駅前の支出は南千住駅東口よりも25%程度高いものとなっている。この要因としては、収容台数が最も少ないものの、各時間帯において最低でも2名の管理員を配置することが求められていることから、人件費が固定的に発生すること、ゲートシステムなどが自動化されており、収容台数に比して光熱水費や設備保守点検費などが相対的に高くなっていることなどが挙げられる。人件費比率を見ると、日暮里駅前が最も低くなっているものの、管理費の増加分が人件費の抑制分を上回っており、結果的に、効率性が悪くなってしまっている。

【収容台数1台あたり支出合計】 (単位:千円)

| 区分 | 南千住駅東口 | センターまちや | 日暮里駅前 |
|----------------|--------|---------|--------|
| 負担金を除いた支出合計: | 26,966 | 28,444 | 28,495 |
| 収容台数: | 1,510台 | 1,407台 | 1,270台 |
| 収容台数1台あたり支出: ÷ | 17.8 | 20.2 | 22.4 |

【人件費比率】 (単位:千円)

| 区分 | 南千住駅東口 | センターまちや | 日暮里駅前 |
|--------------|--------|---------|--------|
| 人件費+福利厚生費: | 14,862 | 17,470 | 14,049 |
| 負担金を除いた支出合計: | 26,966 | 28,444 | 28,495 |
| 人件費比率: ÷ | 55.1% | 61.4% | 49.3% |

2. 納付金算定方法の見直しについて

(1) 納付金制度の概要

指定管理者制度が導入されている自転車駐車場においては利用料金制が導入されており、利用者から徴収される利用料金は指定管理者の収入とする一方、一定の要件を満たす修繕費などを除き、区から指定管理者に対して指定管理料は拠出されない。このため、指定管理者は、利用料金を自らの収入として自転車駐車場を管理運営し、それに要した支出との差額は、原則として、指定管理者の利益となる。ただし、当該収支差額の全額を指定管理者の利益とするのではなく、指定管理者の選定時に、応募事業者が提示した各年度の納付額（以下「当初予定納付額」という。）を、毎年度、区に納付する制度としている。また、実際の収支差額が、当初予定納付額を超過した場合には、その額の50%を加算して納付することとされている。

平成23年度から平成25年度における納付額及び収支差額の推移は次表のとおりである。平成25年度における当初予定納付額は、南千住駅東口が9,000千円、センターまちやが4,300千円、日暮里駅前は設定無しであり、これを超える収支差額が発生しなかったことから、同額が納付されている。

なお、平成23年度における南千住駅東口及びセンターまちやの両自転車駐車場に係る当初予定納付額は、南千住駅東口が3,325千円、センターまちやが5,346千円であり、南千住駅東口自転車等駐車場においては、これを超える収支差額が発生したことから、その半額を加算した額となっている。

【指定管理者からの納付額及び収支差額の推移】

(単位:千円)

| 自転車 駐車場 | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|-------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 納付額 | 収支差額 | 納付額 | 収支差額 | 納付額 | 収支差額 |
| 南千住駅 東口 | 6,534 | 9,744 | 9,000 | 6,504 | 9,000 | 7,153 |
| センター まちや | 5,346 | 5,154 | 4,300 | 3,684 | 4,300 | 2,023 |
| 日暮里 駅前 | - | 5,104 | - | 4,707 | - | 7,081 |

【基本協定書上の定め】

【南千住駅東口/センターまちや】

(納付金の支払)

第31条 指定管理者が提案した提案書にある「指定期間内の年度毎及び全体の収支計画書」の様式11号に記載した各年度の納付額を、区に納付しなければならない。また、納付額を超える収入があった場合は、その額の50%を区に納付しなければならない。

【日暮里駅前】

(納付金の支払)

第31条 指定管理者は、各年度の収入から支出を差し引いた収支合計額の50%を、区に納付しなければならない。ただし、収支合計額が0以下となる場合は、納付しないものとする。

= 監査の結果及び意見 =

(1) 間接経費(本社経費)の実態

間接経費(本社経費)の存在

自転車駐車場の指定管理者からは、毎年度、当該指定管理業務に係る決算書が提出されており、最終的な納付額は、その収支差額が当初予定納付額を超過するか否かにて判断されることとなる。収支差額は、利用料金を始めとする収入から、自転車駐車場管理員給与などを始めとする支出を差し引いて算出されるが、当該支出には、自転車駐車場の管理員給与や光熱水費、定期利用カードの製作費など、自転車駐車場の管理運営に直接要する支出だけではなく、これをバックアップするために必要とされる間接経費も含まれる。例えば、当該自転車駐車場を担当する本社社員の給与の一部や、その通信費などといったものであり、所謂、本社経費と呼ばれるものである。

指定管理業務の決算書上、そのような間接経費(本社経費)は、駐車場管理業務費として計上されており、平成25年度における計上額及びその内訳は、次表のとおりである。概ね、支出合計額の15~20%程度を占めている。

【平成25年度における駐車場管理業務費計上額】

(単位:千円)

| 区分 | 南千住駅東口 | センターまちや | 日暮里駅前 |
|---------------------|---------|--------------------|---------|
| 収入合計(A) | 34,119 | 42,519 | 21,414 |
| 支出合計(B) (負担金控除後) | 26,966 | 40,495 (28,444) | 28,495 |
| うち駐車場管理業務費 | 5,903 | 4,518 | 5,778 |
| (割合) | (21.8%) | (15.8%) | (20.2%) |
| 収支差額(A) - (B) | 7,153 | 2,023 | 7,081 |

(注1)(割合)は、駐車場管理業務費が支出合計に占める割合を示す。なお、センターまちやについては、センターまちや管理組合に対する負担金(12,051千円)を控除した支出合計(28,444千円)に占める割合を示す。

(注2)センターまちやの駐車場管理業務費は税抜金額であることから、決算額(人件費などの非課税項目を除く。)に1.05を乗じた額を用いている。

株式会社ソーリンにおける駐車場管理業務費

南千住駅東口及び日暮里駅前の指定管理者である株式会社ソーリンの駐車場管理業務費の内訳は次表のとおりである。本社員給与を始めとして、本社の水道光熱費や通信費などについて、その一定割合分を駐車場管理業務費として計上しているものである。

しかし、間接経費(本社経費)を駐車場管理業務費に按分する割合は、当該業務に従事する社員数や従事時間数などを根拠に設定されているものではなく、事前に、間接費相当額として提案書に記載した額を前提として、これに見合う額となるよう算定した比率と考えられる。具体的には、各自転車駐車場の指定管理者が初めて募集された際に、区が直営にて管理していた年度の決算情報を参考に、間接経費(本社経費)相当額として計上可能と判断した額を基本とし、これに見合った額となるよう按分対象経費及び按分割合を設定しているものと考えられる。

また、駐車場管理業務費のうち地代家賃として計上されているものは、数年前に自前の本社社屋を建設してから発生しているものについては、支払家賃ではなく、自前の本社社屋にかかる諸経費相当額とのことである。平成25年度の決算においては、地代家賃として計上している額(南千住駅東口、日暮里駅前ともに432千円)を支出から控除してもなお、区への追加納付額が発生しないことから、財務的な影響は無い。しかし、収支状況によっては、区への納付額に影響を与えるおそれもあることから、今後、指定管理者からの収支報告について、より慎重な検討を行う必要がある。特に、自前の本社社屋建設後の年度については、地代家賃として計上されているものの内容を把握した上で、駐車場管理業務費として計上すべき勘定科目の妥当性を検討することが必要である。

このように、指定管理業務の決算書に計上されている間接経費(本社経費)は、明確な積算根拠を有する配賦計算では無く、結果的に、支出総額の20%程度を、駐車場管

理業務費として計上されているのが実態である。

【駐車場管理業務費の内訳：株式会社ソーリン】

(単位：千円)

| 勘定科目 | 南千住駅東口 | 日暮里駅前 |
|---------|--------|-------|
| 給与振替 | 2,754 | 2,788 |
| 現場労務管理費 | 2,177 | 2,018 |
| 地代家賃 | 432 | 432 |
| 水道光熱費 | 68 | 68 |
| 通信費 | 87 | 87 |
| 車・保険料 | 48 | 48 |
| ガソリン代 | 105 | 105 |
| 振込手数料 | 13 | 16 |
| 顧問料 | 202 | 202 |
| 雑費 | 12 | 10 |
| 合計 | 5,903 | 5,778 |

サイカパーキング株式会社における駐車場管理業務費

センターまちやの指定管理者であるサイカパーキング株式会社の駐車場管理業務費の内訳は次表のとおりである。なお、本社職員給与及び本社職員給与一部振替以外は、税抜金額での報告額に1.05を乗じたものとしている。

自転車駐車場の統括責任者給与とともに、本社社員給与及び関連諸経費について、その一定割合分を駐車場管理業務費として計上している。サイカパーキング株式会社においては、全社的な間接経費の割合を算出した上で、自転車駐車場の指定管理業務についても、同程度の割合にて間接経費(本社経費)を負担させているとのことである。結果的に、支出総額の15%程度を、間接経費(本社経費)である駐車場管理業務費として計上することとしているのが実態である。

【駐車場管理業務費の内訳：サイカパーキング株式会社】（単位：千円）

| 勘定科目 | センターまちや |
|------------|---------|
| 統括責任者給与 | 1,851 |
| 本社職員給与一部振替 | 2,100 |
| 本社職員交通費 | 1 |
| 本社職員通信費 | 25 |
| 両替・金種指定手数料 | 0 |
| 振込手数料 | 10 |
| ガソリン代 | 6 |
| 駐輪場管理システム費 | 126 |
| 雑費 | 397 |
| 合計 | 4,518 |

(2) 納付金算定方法の見直しについて

本来、ある特定の事業に対して、どの程度の間接経費（本社経費）を負担させるべきかは、各事業者の規模、組織構成及び管理体制などによって異なる性質のものである。また、複数の事業に共通的に、もしくは全社的に発生する経費である以上、一定の仮定を置いた上での配賦計算とならざるを得ない。このため、間接経費（本社経費）の配賦額は、多分に各事業者の置かれた環境や経営方針に依存するものとなる。

納付金制度を採用している場合、当該納付額が、指定管理業務の収支差額とは関係なく決定されるものであれば、間接経費（本社経費）の計上額について、各事業者の裁量に委ねて問題ないところであるが、本件指定管理業務のように、収支差額の多寡に応じて変動する枠組みとした場合には、収支差額の正確性もしくは妥当性をどのように担保するのが問題となる。

この場合、直接、自転車駐車場の現場管理などにかかった経費（直接費）については、その実在性（実際に発生した経費であるかどうか）について、請求書や領収書などといった証拠となる資料を閲覧することなどで確認することが可能である。しかし、間接経費（本社経費）については、当該経費の実在性のみならず、対象とする経費の範囲及びその按分方法の考え方、支出総額に占める限度額などが事前に明確になっていなければ、指定管理者の裁量によることになってしまい、その妥当性を検討するのは困難となる。

現状、自転車駐車場の指定管理業務においては、間接経費（本社経費）である駐車場管理業務費が明確に定義されていないことから、結果的に、支出総額の一定割合が計上されているのが実態である。このような状況においては、指定管理者が、区への追加納付額を発生させない（もしくは減少させる）ために、恣意的に間接経費（本社経費）の

配賦額を調整する余地がある。今後も、現状の方法にて納付金を算定するのであれば、対象とする経費の範囲及びその按分方法の考え方、支出総額に占める限度額などについて、事前に指定管理者に明示し、これに沿った間接経費（本社経費）の計上を求めることが必要である。

ただし、間接経費（本社経費）を定義したとしても、仮定に基づく配賦計算が伴う以上、恣意性を完全に排除することはできず、その妥当性の検証も煩雑さを増す。このため、次期指定期間においては、収支差額に比例した納付金部分を廃止し、固定額に一本化することについて、その適否を検討することが望ましい。

3. 自転車駐車場の新たな運営手法の例示について

(1) 指定管理業務におけるグルーピングの検討について

平成25年度時点においては、南千住駅東口、センターまちや及び日暮里駅前の3か所の自転車駐車場に対して、個々に指定管理者が選定されている。指定管理業務の内容に大きな違いはないものの、周辺の民間自転車駐輪場の有無といった立地条件の差異などにより、利用状況に大きな差があることから、結果的に、各々の収支状況には大きな差異が生じている。特に、日暮里駅前自転車駐車場は他の自転車駐車場と異なり、マイナスの収支差額（赤字）が常態化している。

【平成25年度における収支差額】 (単位:千円)

| 区分 | 南千住駅東口 | センターまちや | 日暮里駅前 |
|------|--------|---------|-------|
| 収支差額 | 7,153 | 2,023 | 7,081 |

= 監査の結果及び意見 =

自転車駐車場の指定管理業務の指定期間は3年とされており、加えて、当該指定期間の業務実績が一定以上の水準にあると認められる場合には、次期指定期間についても、引き続き指定管理者に選定する運用としている。このため、一定水準以上の業務を遂行したものと認められる場合には2期6年間、指定管理者として自転車駐車場の管理運営を担うこととなる。その後、最長2期の指定期間が終了する際には、次期の指定管理者を公募にて選定する。

指定管理者制度は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減などを図ることを目的としたものであるが、これが発揮されるためには、選定時において、応募事業者間の競争性が十分に発揮されることが重要な要素の一つである。そのためには、複数の事業者が応募することが望ましいが、その前提として、事業者が、当該指定管理業務に参入したいと考えるようなインセンティブが存在する必要がある。その重要なインセンティブの一つが利益獲得であり、現行の指定管理者が計上している収支差額の水準が、参入判断の一つの指標となり得るものと言える。この観点からした場合、日暮里駅前自転車駐車場のよう、マイナスの収支差額（赤字）が常態化している場合には、事業者の参入意欲をそぐこととなり、次期公募時に、複数の事業者が参入せず、十分な競争がなされないおそれもあるとともに、更には、参入事業者自体が存在しなくなるおそれもある。

このため、次期以降の指定管理者選定においては、複数の自転車駐車場を一つの指定管理業務として括りだし（グルーピングを行い）、公募を行うことを検討することが望

ましい。その際、機械式の三河島駅前自転車駐車場を除く、3か所の自転車駐車場を一つにグルーピングすることなどが想定され得る。今後、グルーピングを行うことによるメリットとデメリットを整理した上で、グルーピングの適否を検討する必要がある。参考として、グルーピングを行うことによるメリットとデメリットの例を、以下に挙げる。

【グルーピングを行うことによるメリットとデメリット（例）】

| 区分 | グルーピング |
|-------|---|
| メリット | グルーピングされた自転車駐車場全体で収支が判断されることとなり、個々の自転車駐車場の収支状況によって、指定管理者の応募状況に影響が生じることを緩和することができる。 各自転車駐車場におけるサービスや従業員の教育水準の統一化。 |
| デメリット | 事業規模が大きくなるため、人員確保面などでの参入障壁が高くなり、参入事業者が大規模事業者に限定されるおそれがある。 指定期間の始期が異なる自転車駐車場をグルーピングする場合には、これを調整し、始期を統一する必要がある。 |

(2) 老朽化した設備などの更新に資する方策の検討について

南千住駅東口自転車等駐車場は開設以来12年が、センターまちや自転車駐車場は開設以来18年が経過しており、出入り口のゲートシステムや自転車用ラックなどの設備に老朽化が目立つようになっている。特に、センターまちや自転車駐車場においては、自転車用ラックの一部に、老朽化による不具合が生じていることから、区としても順次、取替工事を行ってきており、平成26年度までに概ね30%程度の自転車用ラックの取り替えが完了したところである。

= 監査の結果及び意見 =

現在、自転車駐車場の管理運営には指定管理者制度が導入されており、民間の能力の活用による住民サービスの向上と経費の節減などを図っているところである。公の施設である自転車駐車場の建物や各種備品類は、区が所有する財産であることから、少額な修繕工事を除き、設備の修繕工事や備品などの調達は、原則として、区の責任で行うこととなる。しかし、区の財政状況が厳しい中にある場合は、自転車駐車場の要となる自転車用ラックでさえ、その取替工事に相当程度の時間がかかってしまうのが実情であり、ゲートシステムや精算機に至っては、機器が満足に機能せず、管理員の手作業で代替している部分も多い。

指定管理者は公の施設の管理者であることから、本来、設備の大規模改修などの責任を負うものではない。このため、指定管理者側にしてみた場合、老朽化した設備を前提として、手作業を含めた管理運営とともに利用者増加を図らなくてはならないが、これが解消されるためには、区の財政負担が必要となる。また、区の財政措置がなされるまで、このような状況が継続することは、利用者にとっても望ましいものではない。

このため、例えば、現在、指定管理者は一定の額を区に納付する納付金制度を採用しているが、これを見直し、指定管理業務の実施に必要な備品や設備機器などを購入した場合には、これを納付金から控除することを認める運用とすることも考えられる。また、指定管理者選定時において、自転車駐車場の管理運営から稼得した利益を、納付金ではなく、備品や設備機器の充実に充当する提案も認めることが考えられる。

いずれにしても、厳しい財政状況の中、適時に老朽化した設備などの更新に資する方策を柔軟に検討することが必要である。

4. 一時利用料金の収受に係る内部統制（チェック体制）の改善について

（1）一時利用料金の収受方法の概要

南千住駅東口、センターまちや及び日暮里駅前の各自転車駐車場における、一時利用料金は以下のとおりである。なお、自転車については、最初の2時間以内を無料とし、利用の促進を図っている。また、2日目以降も連続して利用した場合は、1日目の利用料金に2日目の利用料金が加算される。

【自転車】

| 利用時間数 | 料金 |
|----------|------|
| 2時間以内 | 無料 |
| 2時間超～8時間 | 100円 |
| 8時間超～ | 200円 |

【原動機付自転車（50cc以下）】

| 利用時間数 | 料金 |
|-------|------|
| 8時間以内 | 150円 |
| 8時間超～ | 300円 |

（2）一時利用の流れ

開設年が新しい日暮里駅前自転車駐車場（平成20年開設）においては、磁気式の一時的利用券に対応したゲート・システムが導入されており、一時的利用券の自動発券及び自動精算が可能となっているが、開設年が古い南千住駅東口（平成14年開設）及びセンターまちや（平成8年開設）の各自転車駐車場のゲートは対応していない。

日暮里駅前自転車駐車場にて使用されている一時的利用券には、発券した際に、利用開始日時が自動的に記載されるとともに、磁気情報としてもカード内に記録される。退場時には、一時的利用券を精算機に挿入することで自動的に料金が明示され、利用者のみで精算を行うことが可能となっている。また、一時的利用券は退場時に回収されるが、回収した一時的利用券にも、終了日時が自動的に記載される。一般的に、自動車の有料駐車場にてよく見られる形態のものである。

一方、南千住駅東口及びセンターまちやの各自転車駐車場においては、利用者が入退場する都度、自転車駐車場に配置されている指定管理者の社員が、専用の打刻機を用いて、一時的利用券に入退場の日時を打刻する形態であり、利用料金についても、退場の都度、社員が、入場日時の記録から利用時間数を計算し、所要の利用料金を利用者に伝え

ることとなる。

日暮里駅前自転車駐車場における一時利用の流れ

- 【入場】 利用者が入場する際、ゲートに設置されている発券機から、一時利用券を発券する。これによりゲートが開放され、入場が可能となる。
- 【駐輪】 一時利用者向けのラックもしくは駐車スペースに誘導する。利用者は駐輪後、徒歩にて退出。
- 【退場】 利用者はラックもしくは駐車スペースから、各自の自転車を取り出し、ゲートに向かう。
ゲートにて、入場時に発券した一時利用券を精算機に挿入し、利用料の精算を行う。精算済の一時利用券をゲートの挿入口に挿入することによりゲートが開放され、退場が可能となる。その際、一時利用券は回収される。

南千住駅東口及びセンターまちやの各自自転車駐車場における一時利用の流れ

- 【入場】 ゲートは開放されており、常に社員が配置されている。
利用者がゲートから入場した際、配置されている社員が、一時利用券に入場日時を打刻の上、一時利用者に手交する。
- 【駐輪】 一時利用者向けのラックもしくは駐車スペースに誘導する。
利用者は駐輪後、徒歩にて退出。
- 【退場】 利用者はラックもしくは駐車スペースから、各自の自転車を取り出し、ゲートに向かう。
ゲートにて、入場時に手交された一時利用券を社員に手渡す。社員は、一時利用券に退場日時を打刻した上で回収し、一時利用料金の額を口頭にて利用者に伝える。
利用者は、所定の一時利用料金を精算機（一時利用発券機）に入金し、退場する。

= 監査の結果及び意見 =

(1) 一時利用券への日時打刻及び発券管理の状況

一時利用券への打刻と利用料金の収受を、係員の手作業で行っている南千住駅東口及びセンターまちやの各自転車駐車場について、指定管理者及び自転車駐車場に往査し、回収後の一時利用券及び管理帳票などの閲覧、関連する社員への質問などを行った。その結果、次のような課題が認識された。

【課題】

センターまちや自転車駐車場

回収後の一時利用券について、利用開始日時及び終了日時の打刻が必ずしも徹底されておらず、当該一時利用券では、実際に、どれだけの時間の利用時間があったかが不明なものが散見された。

退場時に利用時間数を確認し、所要の利用料金を徴収しているとの説明であったが、正確に徴収がなされたかどうか、事後的に確認することが困難な状況である。

南千住駅東口及びセンターまちや自転車駐車場

発券する一時利用券について、統一的な連番管理が行われていないため、どれだけの一時利用券を発券したか、正確に把握できない状況にある。なお、日暮里駅前自転車駐車場においては、自動発券機に発券データが記録されている。

(2) 一時利用券への入退場日時打刻の徹底などについて

今般の監査において、各自転車駐車場における、日々の利用料金収入の記録（現金収入の記録）と、回収済一時利用券から算定される利用料金収入額との整合性について、サンプルにて検証した。その結果、回収済一時利用券に入退場日時が打刻されていない場合を除き、不一致となる事項は検出されなかった。

しかし、現状のチェック体制においては、一時利用料金の徴収に関して、次のようなリスクが存在するものと言える。

[潜在しているリスク]

本来、収受すべき利用料とは異なる金額を収受してしまうリスク（正確性）

本来、収受すべき利用料の徴収が漏れてしまうリスク（網羅性）

利用料の収受を漏れなく行っているかについての確認が行えず、利用料の徴収漏れが発生した場合に、これを発見できないリスク（網羅性）

このようリスクに対応し、利用料徴収額の正確性及び網羅性を担保するためには、利用料徴収の漏れを、防止もしくは適時に発見できる仕組みを構築することが必要と考える。例えば、次の方策が考えられる。

一時利用券の連番管理及び日時打刻の徹底（南千住駅東口、センターまちや）

自動発券機を使用していない南千住駅東口及びセンターまちやの各自転車駐車場においては、一時利用券の連番管理及び日時打刻を徹底することが重要である。なお、南千住駅東口においては、往査時における監査人の指摘後、一時利用券の連番管理及び日時打刻の徹底が開始されたとのことである。

【改善策】

発券枚数の明確化

一時利用券に連番を付すとともに、各日にどの番号までの一時利用券が発券されたのか記録し、明確化する。なお、打刻誤り（書き損じ）や汚損などにより、不使用となった一時利用券については、破棄せずに、別途、綴るなどして保管する。また、紛失などの申し出があった場合にも、その旨及び枚数などを記録する。

一時利用券への日時打刻の徹底

利用開始日時及び終了日時欄の打刻を徹底し、後刻、一時利用料金の金額の正確性を確認できるようにする。

収受印もしくは領収書の発行

利用料金を徴収したのものについては、一時利用券に収受印を押印するか、別途、領収書を発行する運用とするなどにより、適切に利用料金を徴収したことを明確にするとともに、後刻、利用料金と、回収済一時利用券から算定される徴収すべき利用料金額との間に差異が生じた場合には、この解明に資するものとする。

発券済一時利用券の回収状況のモニタリング（全自転車駐車場共通）

発券された一時利用券は、利用料金徴収時に回収されるが、精算前の紛失などにより、必ずしも全数が回収される訳ではない。しかし、その回収状況や回収率の推移などを把握し、定期的にモニタリングする運用とすることにより、指定管理者の内部事務に係る不備の有無や、利用者の不正利用の有無を判断する端緒となり得るものである。

往査時点において、発券済一時利用券の回収状況のモニタリングは、南千住駅東口自転車等駐車場にて一部実施されているものの、統一的には行われていない状況であった。今後、通年ではなく、特定の月においてでも、回収状況を把握する仕組みを構築することが望ましいものとする。

【改善策】

発券済一時利用券について、発券番号を控えたリストなどを作成し、回収された利用券について消込作業を行う。

発券済一時利用券の回収率（発券した一時利用券のうち、回収されたものの比率）に、異常な変動がないか、その推移をモニタリングする。特に、回収率が低いなど、異常な数値が把握された場合には、当該日の回収済一時利用券の調査や社員へのヒアリングなどを通して、その要因の把握・分析に努める。

なお、今般の監査を機会に、センターまちや及び日暮里駅前の各自転車駐車場においても、次表のような回収状況の確認を行っていくとのことである。所管課は、今後、この改善状況を確認していくことが必要である。

| 自転車駐車場名 | 管理方法 |
|---------|---|
| 南千住駅東口 | これまでは、特段、継続的な回収状況の把握は行ってこなかったが、平成26年の7月頃より、一時利用券の発券番号を控えたリスト（一時利用券回収調査表）を、日々作成し、回収されたものについて、消込作業を行っている。未回収率は概ね3～4%程度とのことである。 |
| センターまちや | 平成27年3月中に、一時利用券について、ナンバリングによる管理と日々の照合作業を開始するとのことである。 |
| 日暮里駅前 | 一時利用の自転車の入出庫は、自動発券機に発券及び回収データが記録されるなど、システム上で管理されている。そのため、職員による一時利用券の回収状況の確認はなされていなかったが、今後は、定期的にデータを出力し、一時利用券の回収状況を確認するとのことである。 ちなみに、今般の監査において、システム上から出力される「台数日報」を閲覧したところ、平成26年10月6日（月）における、一時利用の入庫（入場台数）：148台、出庫（出場台数）：132台であり、当日の回収率は89.1%であった。但し、翌日以降の退場もあり得ることから、当日の夜間に、日をまたいで駐輪されていた7台を加算した場合には、93.9%となる（未回収率は6%程度）。 |

5. 定期利用における荒川区民の定義について

(1) 定期利用に係る利用料の区分

自転車駐車場の定期利用に係る利用料金は、大きく「荒川区民」と「区民以外」とで区分されており、「区民以外」は、「荒川区民」と比べて倍の金額に設定されている。

定期利用を希望する者は、登録時に、身分証明書などを提示し、どの区分に属するのかを証明し、利用料金を支払うこととされている。

< 定期利用に係る利用料金 >

【自転車】

| | 荒川区民 | | 区民以外 | |
|-----|---------|--------|---------|---------|
| | 一般 | 学生 | 一般 | 学生 |
| 1か月 | 2,000円 | 1,400円 | 4,000円 | 2,800円 |
| 3か月 | 5,400円 | 3,800円 | 10,800円 | 7,600円 |
| 6か月 | 10,200円 | 7,200円 | 20,400円 | 14,400円 |

【原動機付自転車（50cc以下）】

| | 荒川区民 | 区民以外 |
|-----|---------|---------|
| 1か月 | 3,000円 | 6,000円 |
| 3か月 | 8,100円 | 16,200円 |
| 6か月 | 15,300円 | 30,600円 |

(2) 条例などにおける定め

駐車場条例第11条及び同施行規則第5条において、定期利用の利用対象者は、次のように定められているが、利用料金の区分である「荒川区民」の定義は、特段、定められていない。ただし、通常は、自然人たる個人が利用することが想定されるところであり、この場合、「荒川区民」は、荒川区の区域内に住所を有する者と解される。

【定期利用の利用対象者】

荒川区の区域内又は区に隣接する他区の区域内に住所又は勤務先若しくは通学先を有し、通勤又は通学のため住居又は勤務先若しくは通学先と駐車場との往復に自転車等を利用する者で、以下に該当する者。

- (1) 身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳若しくは東京都愛の手帳交付要綱による愛の手帳の交付を受けている者又はこれに準ずる者

- (2) 65歳以上の者
- (3) 住居又は勤務先若しくは通学先が利用する駅から700メートルを超える距離にある者
- (4) 上記にかかわらず、区長が必要と認める者又は指定管理者が必要と認め、区長が承認した者

= 監査の結果及び意見 =

(1) 事業所単位での登録を認めている事例

今般の監査において定期登録に係る申請及び承認の状況を確認したところ、荒川区内に事業所を有する法人からの申請に基づき、事業所を単位として定期登録を承認し、当該区内事業所に置いてある自転車を不特定の従業員が使用するものとして、「荒川区民」の区分で、法人事業所に対して登録台数分の利用料金を徴収している事例があった。本来、荒川区内の事業所に勤務する者が、定期利用の登録を申請した場合、利用料金は、その住所に応じて、「荒川区民」と「区民以外」とに区分されることとなる。本件事例は日暮里駅前自転車駐車場におけるものであり、事業者からの申し出に基づいて、指定管理者が、法人単位での「荒川区民」での料金区分での利用を認めたものである。また、区としても取扱いを認めているものである。

(2) 事業所単位での登録を認める際における要件の明確化について

日暮里駅前自転車駐車場は利用率が低く、その積極的な利用を、より促進するためにも、需要があるのであれば、事業所単位での定期利用登録を認めることも、十分、考えられるところであるが、その場合には、事業所単位での定期利用登録自体を制度化することを検討する必要がある。区内4か所の自転車駐車場の利用状況を踏まえて、事業所単位での登録を認める自転車駐車場を定めた上で、登録を認める場合の要件を明確にするとともに、利用者に周知することが望ましいものとする。

6. 定期利用の承認期間について

(1) 条例などの定め

定期利用の承認期間については、駐車場条例施行規則第8条第1項において、次のように定められており、年度単位で承認を行うことが原則とされている。また、同条第2項において、特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、承認期間を更新することができるものとされている。

駐車場条例施行規則

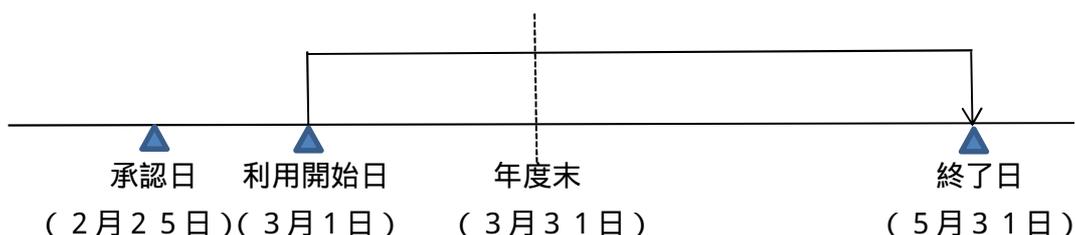
第8条 定期利用の承認期間は、指定管理者が利用の開始を認める日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

2 前2条及び前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て第6条の規定による申請があったものとみなして、同項に規定する承認期間を更新することができる。

(2) 実際の運用

各自転車駐車場の窓口においては、特に、年度末の3月31日に囚われることなく、利用期間の承認がなされており、年度末に近い2月や3月においても、3か月及び6か月の利用期間の承認がなされている。しかし、これについて、特段、区長の承認を得る手続きはとられていない。例えば、3月1日を利用開始日とする3か月の定期利用についても、特段、区長の承認手続きなしに、承認する運用がなされている。

【例】申請日(承認日): 2月25日、利用開始日: 3月1日、利用期間3か月



= 監査の結果及び意見 =

駐車場条例施行規則においては、原則として、承認期間は年度を超えないこととされているが、原則どおり、承認期間の終期を年度末(3月31日)とした場合には、翌年度に利用しようとする全利用者の承認行為が3月に集中し、事務的に煩雑であるとも

に、年度末近くに利用を開始した者について、複数月の利用期間とすることによる利用料の割引から排除することにもなる。

現状、年度をまたぐ期間の利用申請であっても、特段、他の期間との差を設けずに承認がなされているが、特段、これによる弊害は発生しておらず、当該運用は合理的なものとする。ただ、年度をまたぐ期間の承認の際に求められる、区長の承認行為との整合性だけが課題である。このため、現状の運用に沿った形にて駐車場条例施行規則を改正するか、もしくは、年度をまたぐ承認について、包括的に区長の承認を得るような運用とするなど、規則と実際の運用との間に、齟齬が生じないような方策を検討する必要がある。

7. 業務に利用する定期利用カードの発行管理について

自転車駐車場においては、利用者の入退場以外に、ゲートを開放しなければならない場合などに用いるため、定期利用カードを業務用に発行し、保管している。当該カードは業務用の目的で発行されているが、機能としては通常の定期利用カードと同様である。

= 監査の結果及び意見 =

(1) 業務に利用する定期利用カードの現状

指定管理者及び自転車駐車場への往査時に、業務に利用する定期利用カードの有無及び発行状況を確認したところ、以下の状況であった。自転車駐車場によって発行枚数は1～4枚までと差があり、管理簿を作成しているのは日暮里駅前自転車駐車場のみであった。

| 自転車駐車場名 | 管理の状況 |
|---------|------------------------------|
| 南千住駅東口 | 発行枚数：2枚 特段、利用記録などは残していない。 |
| センターまちや | 発行枚数：4枚 特段、利用記録などは残していない。 |
| 日暮里駅前 | 発行枚数：1枚 利用記録を管理簿に記載している。 |

(2) 今後の取扱いについて

業務用の定期利用カードは、本来、同時に複数枚を使用するケースは少ないことから、予備分を含めて、2枚保管されていれば十分なものと考えられる。これに対して、必要最低限を超えるカードを発行した場合には、社員の不正利用や紛失もしくは盗難の可能性が高まるおそれがある。また、発行枚数が適正水準であったとしても、適切な使用を指定管理者社員に求める内部牽制の一手段として、管理簿などにより当該カードの利用状況を明確にすることは有用なものと考えられる。

特に、センターまちや自転車駐車場においては、発行枚数が4枚と、必要な発行枚数を超過している。指定管理者によると、通常のシフト(4人)において、社員1人に1枚ずつ使用できるよう発行したものとされており、加えて、精算機が老朽化していることから、定期利用カードを挿入したままの状態でない、つり銭の入れ替えが困難な

場合があるため、つり銭交換時を考えた場合、複数枚が必要となるとのことであった。確かに、監査人が自転車駐車を往査した際に、精算機の状況を確認したところ、定期利用カードを精算機に挿入したままでないと、つり銭を充当した後であっても、つり銭切れランプが消えない状況にあり、複数枚のカードが必要な点は理解できるところである。しかし、社員1人につき1枚を発行する必要は無く、最低限にとどめる必要がある。

なお、本件監査中、監査人側の指摘に応じて、センターまちや自転車駐車場においては、カードを4枚から2枚に減ずる対応を図っているが、今後、南千住駅東口及びセンターまちや自転車駐車場においては、業務用に発行する定期利用カードについて、あらためて必要枚数を見直すとともに、管理簿などを作成するなど、その管理状況を明確にする仕組みを構築すべきものとする。

8. 第三者委託の事前協議について

荒川区は、事業の品質確保の観点から、自転車駐車場の管理及び運営の実施主体である指定管理者に対して、第三者への業務委託に関して、次のような制約を課している。

具体的には、指定管理者が第三者に業務を委託できる範囲を、清掃、コンベアなどの機器の保守点検などに限定するとともに、第三者に業務を委託する際には、年度当初に締結される年度協定書の締結時に、区の承諾を受けることを定めている。

(第三者による実施)

第18条 管理に係る業務を一括して第三者に委託することは認めない。ただし、清掃、コンベア等の機器の保守点検等の個々の具体的業務は、区に協議した上で指定管理者から第三者に委託できるものとする。その場合も、第三者からさらに他の事業者へ委託することは認めない。

2 指定管理者は、上記に係る区の承諾を受ける場合は、年度協定の締結時に、区が別途定める様式に基づき、書面により行わなければならない。なお、年度途中においては、必ず業務開始の前に行うものとする。

(基本協定書より抜粋)

= 監査の結果及び意見 =

今般の監査において、南千住駅東口、センターまちや及び日暮里駅前の各自転車駐車場に関して、平成25年度の決算書に計上されている設備など保守点検委託費を対象として、第三者への業務委託に係る区の承諾が得られているか確認したところ、いずれの施設においても、事前の承認が得られていなかった。また、この件につき、荒川区の所管課に確認したところ、平成25年度分において、事前承諾の手続きを失念しており、今回の指摘を踏まえ、改めて、区と指定管理者との間で、基本協定書において制約を課している事項の確認を行ったとのことであった。

例年、同じような業務に関する事前協議と承諾が行われているところであるが、指定管理者から第三者への業務委託に係る区の事前承諾は、事業の品質確保の観点から、管理・運営に関する基本協定書において制約を課している事項である。今後、事前承諾手続の徹底を図る必要がある。

9. 定期保守点検に関する報告について

荒川区は、指定管理者に対して、指定管理者業務仕様書上、施設及び設備の維持に関する業務を規定している。当該規定において、区は、指定管理者が常に駐車場内を清潔に保つとともに設備機器の点検を行うこと、特に、ゲートシステム、コンベア及びラックなどについては、定期的な整備点検を行うことを要求している。

加えて、区は、年度協定書において、指定管理者に年度の半期（4月～9月）終了後、半期事業報告として事業実施報告、職員勤務状況とともに施設点検報告を行うこと、年度終了後に設備点検報告書を含む事業報告書を提出することを定めている。

= 監査の結果及び意見 =

指定管理者からの施設点検報告書について、提出の有無及びその内容を確認した結果、いずれの指定管理施設についても施設点検報告書は提出されていたものの、南千住駅東口及び日暮里駅前の各自転車駐車場における報告書は、点検実施日及び実施内容の記載にとどまるものであった。点検業者から指定管理者に提出されている完了報告書を閲覧したところ、ボルトなどの調整を行って問題を改善した項目のほか、未対応のさびの情報などが写真付きで報告されていた。

このような情報は、区の所有する財産の現況を把握し、将来的な施策に係る意思決定に資するものである。今後、区への施設点検報告書に含めることが望ましいものと考え

10. クレーム対応について

荒川区は、指定管理者との基本協定書において、苦情への対応として、指定管理者は業務の実施に当たり、利用者及び近隣住民などから苦情を受けた場合は、速やかに対応を行い、苦情の解消に努めなければならないと規定している。また、指定管理者は、苦情への対応及び処理の経過などを記録し、区はその報告を求め又は必要に応じて調査をすることができるとしている。

そして、指定管理者が区へ提出する事業計画書においても、「サービスの実施に関する事項」の「利用者サービスの向上」の1項目として、トラブル防止や苦情などの対応方法の記載を求めている。

= 監査の結果及び意見 =

南千住駅東口及び日暮里駅前の各自転車駐車場の指定管理者に対し、クレームに関する記録の作成、管理について質問したところ、クレームを含め、各種トラブルの発生及び問合せがあった場合には、現場担当者が報告書を作成し、指定管理者の本社に報告するとのことであった。南千住駅東口及び日暮里駅前の各自転車駐車場の指定管理者に保管されている上記報告書（駐輪場受信・出勤報告書）を閲覧した結果、平成25年度の報告件数は、年間数件程度であった。

クレーム、その他各種トラブルの発生及び問合せの件数が年間数件程度という状況は、実情を適切に反映しているか疑問が生じるところである。自転車駐車場に関して生じている問題を適切に把握するためには、現場担当者から指定管理者の本社への報告だけでなく、利用者や近隣住民が、直接、指定管理者の本社へ問い合わせることが出来る窓口を設けることが必要である。

この点、南千住駅東口及び日暮里駅前の各自転車駐車場の指定管理者の事業計画書には、「サービスの実施に関する事項」の「利用者サービスの向上」に関する具体的方法として、問合せセンター（主な業務：区民からの問い合わせ、苦情に対する対応
トラブル対処後、対処方法を再考し、再発防止策を検討すること）を開設した上で、自転車駐車場に連絡先を掲示する旨が記載されているが、実際には、連絡先の掲示がなされていなかった。速やかに、各自転車駐車場に、連絡先を掲示する措置を講ずることが必要なものとする。

なお、往査時における監査人の指摘を受け、指定管理者は問い合わせなどについての連絡先を掲示したとのことである。

1.1. 自転車駐車場内における放置自転車の取扱いについて

自転車駐車場内に不正利用と思われる自転車が存在した場合には、指定管理者業務仕様書上、指定管理者は撤去することが可能とされている。このうち、期間が7日を経過しても継続して駐車してある自転車、明らかに機能を喪失している自転車、については、路上における放置自転車と同等の状況にある場合が多いものと推測される。

駐車場の不正利用自転車の撤去

指定管理者は、自転車駐車場内に次の各項のいずれかに該当する自転車があるときは、当該自転車を撤去することができる。

利用の承認を受けずに駐車してある自転車

期間が7日を経過しても継続して駐車してある自転車

利用承認の取消し等を受けた者の自転車

明らかに機能を喪失している自転車

前記に掲げるもののほか、指定管理者が不正利用と認める自転車

(指定管理者業務仕様書より監査人が作成)

= 監査の結果及び意見 =

(1) 現状の取扱い

今般の監査において、日暮里駅前自転車駐車場にて駐輪場内放置自転車の聞き取りを行ったところ、以下の状況であった。

一時利用にて入場した自転車が放置された場合、係員が、自転車駐車場内に設置された廃棄ゾーンに移動させる。

定期利用の自転車が放置された場合、係員が、自転車駐車場内に設置された廃棄ゾーンに移動させた上、定期利用契約者に対して、ハガキなどにて回収を促す。

所有者が取りに現れない自転車は盗難車である恐れもあるため、防犯ナンバーがある場合には、2週間程度経過後に、警察に届け出ている。

廃棄ゾーンに移動された自転車は、指定管理者が契約した業者に回収を依頼している。平成20年4月に開設してから、2回程行っている。

(2) 通常の放置自転車と同様の撤去ルートの検討

指定管理者業務仕様書上、一定の条件に該当する放置自転車については、指定管理者

が撤去することが認められているが、詳細な取り扱いは定められていない。また、路上で放置された自転車とは異なり、三河島自転車等保管場所に移動するなどの対応はなされず、指定管理者が、直接廃棄する対応が採られている。

自転車駐車場の利用者が、利用料を支払わないままに自転車を放置している状態のため、本来的には、利用者と指定管理者との間における債務不履行の問題である。しかし、指定管理者にとっては、利用者が病気や転勤など何らかの事情で取りに来ることができないのか、それとも、当初から廃棄の目的で利用したのか判別することが困難なため、一定の取り置き期間が必要になる。しかし、駐車期間が長期にわたる場合には、利用料が高額となることもあり、利用者が取りに来る可能性は低くならざるを得ないのが実態である。

日暮里駅前自転車駐車場は利用率が相対的に低いこともあり、廃棄スペースが確保できており、駐車スペースとの関係では、大きな問題は生じていない。しかし、利用率が相対的に高い南千住駅東口及びセンターまちやの各自転車駐車場では事情が異なるとともに、放置自転車の取り置き期間についても、その取扱いは、各自転車駐車場によって異なっている。

指定管理者業務仕様書上は、7日を経過しても継続して駐車してある自転車については、その時点で、撤去することが可能とされているが、実際には、背景が不明な場合が多いことから、その時点において撤去することは困難である。

現状、各自転車駐車場において撤去された自転車は廃棄されているが、他の放置自転車と同一の処理とすることにより、売却の対象とすることも可能となる。加えて、利用者に対して、長期間残置された自転車の撤去（更には、売却）の流れを明確化し、取り扱いの公平性を担保するためにも、自転車駐車場内の放置自転車についても、指定管理者に廃棄までの処理を委ねるのではなく、他の区有施設内駐輪場の放置自転車と同様の撤去ルートとすることを検討する必要がある。

12. センターまちや管理組合に係る情報共有について

町屋駅前再開発時に建設されたセンターまちやには、地下階にセンターまちや自転車駐車場、3～4階にムーブ町屋が設置されており、荒川区が区分所有する形態となっている。区分所有者である荒川区は、管理組合に対して、その入居区画に対応した管理費、特別修繕費及び組合費など（以下「負担金」という。）を支払う必要があるが、センターまちや自転車駐車場に該当するものについては、指定管理者であるサイカパーキング株式会社が、自転車駐車場利用料を財源として支出している。また、ムーブ町屋相当分については、所管課である区民課より支出されている。

センターまちや管理組合の総会には、センターまちや自転車駐車場の所管である交通対策課の担当者は出席しておらず、ムーブ町屋を所管する区民課の担当者が代表して出席している。

= 監査の結果及び意見 =

センターまちや管理組合に対する負担金は、指定管理者が負担すべき費用とされており、自転車駐車場利用料を財源として支出されている。このため、当該負担金は、指定管理業務の収支に影響することとなる。このため、指定管理者から区に対する納付額を決定する際の根拠となる収支計画上の収支や、納付額を超える収支があった場合にその額の50%を区に納付する旨の基本協定に基づく納付額に影響を与えることから、結果的に、区の財政収支にも影響することとなる。

現状、所管課である交通対策課は、「将来における負担金の負担増加の可能性の有無等に関する情報」などの重要事項が総会で示された場合には、区民課より情報が来るよう申し合わせているとのことである。これまでにそのような事例は無いが、これらは、センターまちや自転車駐車場事業に係る収支管理を行う上で重要な情報であることから、引き続き、区民課と交通対策課との間において、組織横断的な情報共有を行い、ひいてはセンターまちや自転車駐車場事業に係る収支管理の合理性を確保すべきものとする。

13. 備品管理について

荒川区は、指定管理業務に必要と考えられる備品などを指定管理者に無償で貸与している。指定管理者は荒川区が無償で貸与した備品などを常に有効な状態に保つものとし、備品などが経年劣化などにより業務実施の用に供することができなくなった場合には、荒川区との協議により、必要に応じ自己負担で当該備品などを購入又は調達することとされている。また、指定管理者は、故意又は過失により備品などを損滅失したときは、自己負担により弁償または当該物の機能及び価値を有するものを購入することとされている。

(荒川区による備品等の貸与)

第24条 荒川区は、別紙2に示す備品等(以下「備品等」という。)を、無償で指定管理者に貸与する。

- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、荒川区は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 4 指定管理者は、故意又は過失により備品等をき損滅失したときは、荒川区との協議により、必要に応じて荒川区に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 指定管理者は、第1項に定めるもののほか、指定管理者の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

(基本協定書より抜粋)

今般の監査において、南千住駅東口、センターまちや及び日暮里駅前の各自転車駐車場の指定管理者に貸与された備品などについて、荒川区と指定管理者の基本協定書に基づき、適切に管理・運用がされているかどうか確認した。

具体的には、基本協定書に記載されている備品などが、荒川区の台帳である「供用備品一覧表」に記載されているかどうかを確かめるとともに、現物実査を実施した。なお、開設時に初度調弁として調達された備品などについては、施設と一体で購入されたものとして公有財産の一部に包含され、区分管理されていないことから、「供用備品一覧表」との照合は省略した。

= 監査の結果及び意見 =

(1) 基本協定書上の情報の適時な更新について

次表に記載した南千住駅東口自転車等駐車場の2点(電話・FAX機、無停電電源装置)及びセンターまちや自転車駐車場の1点(小型ポンプ)については、基本協定書の別紙に貸与備品として記載があるものの、自転車駐車場建設時に、施設と一体として調達(初度調弁)された備品などであるため、区の「供用備品一覧表」に記載はない。今般の実査において、現物を確認したところ、同種の備品の存在は確認できたものの、規格などが基本協定書に記載されたものと異なっていた。指定管理者へのヒアリングによると、老朽化などによる機能不全に伴い、数年前に取り換えたものであり、当初のものとは異なるとのことであった。

区が新たに購入した備品などとして金額的な要件を満たすのであれば、区の所有する備品として「供用備品一覧表」に登載するとともに、覚書もしくは変更協定書などを締結し、基本協定書に記載された貸与備品などの規格を変更する必要がある。一方、指定管理者が、区との協議の結果、自己の財源にて代替備品を購入したのであれば、指定管理者の所有する備品などであることから、基本協定書上の貸与備品のリストから削除する必要がある。

【南千住駅東口自転車等駐車場】

| 品名 | 台数 | 規格 |
|---------|----|-------------------|
| 電話・FAX機 | 1 | ブラザー MFC 615CL |
| 無停電電源装置 | 1 | APC smart-ups 750 |

(基本協定書 別紙2 管理物件 より抜粋)

【センターまちや自転車駐車場】

| 品名 | 台数 | 規格 |
|-------|----|--------------------|
| 小型ポンプ | 1 | 電気式低騒音・最高圧 40kg/cm |

(基本協定書 別紙2 管理物件 より抜粋)

また、センターまちや自転車駐車場の背当回転椅子は基本協定書の別紙に貸与備品として記載されるとともに、供用備品一覧表にも記載がなされている。しかし、現物実査を行ったところ、2台のうち1台は破損しており、自転車駐車場の倉庫に保管されている状態であった。備品などが経年劣化などにより業務実施の用に供することができなくなった場合、区は、必要に応じて当該備品などを購入又は調達することとされているが、本件備品などについては、新規に調達などはされていない。破損した状態のまま修繕な

どを行わず、今後も使用することができない状態が継続するのであれば、廃棄処分を行い、供用備品一覧表にも反映させるとともに、基本協定書上の貸与備品のリストからも削除することを検討する必要がある。

【センターまちや自転車駐車場】

| 品名 | 台数 | 規格 |
|--------|----|----|
| 背当回転椅子 | 2 | |

(基本協定書 別紙2 管理物件 より抜粋)

いずれにしても、事実関係を確認した上で、適切な対応を図る必要があるとともに、今後、貸与備品などの状況に変更があった場合には、適時、基本協定書に、その内容を反映させることが必要である。

(2) 備品シールの貼付による貸与備品の明確化について

指定管理者に無償貸与されている備品などの中には、開設時に初度調弁として調達された備品などについては、施設と一体で購入されたものとして公有財産の一部に包含されることから、区の財産管理上、備品としての取扱いはなされない。このため、供用備品一覧表にも記載されず、固有の備品番号も付与されないとともに、区の様式による備品シールも作成対象とならない。ちなみに、基本協定書上、貸与備品のリストに記載されているものの、初度調弁のため、供用備品一覧表に記載がないものは、次表のとおりである。

しかし、初度調弁された備品などについても、区の財産であることには変わり無く、通常の備品と同等に管理することが望まれる。現状、区の備品に該当するものについては、区から配布された備品シールの貼付対象となるが、初度調弁された備品などについても、ラックなどのように、明確に判別できるものは別として、独自の様式にて備品シールを作成・貼付することにより、指定管理者所有の備品と明確に区分し、管理することが望まれる。

【南千住駅東口自転車等駐車場】

| 品名 | 台数 | 規格 |
|-------------|-------|---|
| 電話・FAX機 | 1 | ブラザー MFC 615CL |
| 無停電電源装置 | 1 | APC smart-ups 750 |
| 管理室 エアコン | 1 | ダイキン工業 F36HTNS-W |
| スウィング式ラック | 1,051 | |
| 高低ラック | 325 | |
| コインポスト | 5 | ミニバイク用(料金後払い式) |
| サイクルゲート(一式) | 1 | 自動ゲート、ゲート制御版、利用者通路柵、フェンス、管理用パソコン、定期自動更新、一時利用発券機 |
| コンベア | 3 | |

【センターまちや自転車駐車場】

| 品名 | 台数 | 規格 |
|---------|-------|----------------------|
| ゲートシステム | 4 | |
| 自動更新機 | 2 | |
| 搬送コンベアー | 4 | |
| ラック | 1,407 | 2段式638台、1段スウィング式131台 |
| 小型ポンプ | 1 | 電気式低騒音・最高圧40kg/cm |

【日暮里駅前自転車駐車場】

| 品名 | 台数 | 規格 |
|-----------|-------|---------------------|
| 片袖机 | 1 | 1000×700×700 |
| 折りたたみテーブル | 2 | 1800×450×700 |
| 折りたたみ椅子 | 4 | 454×505×793 |
| 肘なし椅子 | 2 | 518×494×840 |
| ロッカー(8人用) | 1 | 900×515×1790 |
| 書庫(引違い戸) | 1 | 800×400×1120 |
| 高低ラック | 1,219 | |
| サイクルゲート一式 | 1 | 自動ゲート、管理用パソコン、精算機など |
| コンベア | 2 | |
| 掃除用ロッカー | 1 | 608×515×1790 |
| 壁掛時計 | 4 | |

・各論（自転車置場関連）

1. 自転車置場等利用登録手数料減額・免除申請書の見直しについて

自転車置場は、区内12か所が設置されており、一時利用スペースを有する3か所を除き、区役所にて定期利用の登録をすることにより、利用が可能となる。その際、利用を希望する者は、「自転車置場利用登録申請書」（以下「利用登録申請書」という。）を提出することとされている。また、登録手数料は、登録日から年度末日（3月31日）までを期間として、荒川区民が3,300円、区民以外が6,600円と定められているが、一定の要件に該当する者については、放置防止条例第19条第2項により、登録手数料を減額もしくは免除することができるものとされている。その際、減免を希望する者は、所定の「自転車置場等利用登録手数料減額・免除申請書」（以下「減免申請書」という。）を提出することとされている。なお、平成25年度における減免は、全て生活保護世帯に対する免除のみである。

【放置防止条例】

（登録手数料）

第19条（省略）

2 区長は、特別の理由があると認めるときは、登録手数料を減額し、又は免除することができる。

【放置防止条例施行規則】

（登録手数料の減免）

第22条 条例第19条第2項の規定により登録手数料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

（1）利用登録者が生活保護法による生活扶助を受けている者であるとき。免除。

（2）前号に定めるもののほか、区長が必要があると認めるとき。5割減額。

2 前項の規定により登録手数料の減額又は免除を受けようとする者は、自転車置場等利用登録手数料減額・免除申請書により区長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があった場合において、区長は、当該申請が第1項に掲げる減額又は免除事由に該当しないと認めるときは、自転車置場等利用登録手数料減額・免除不承認通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

= 監査の結果及び意見 =

今般の監査において、南千住第四、京成駅前及び道灌山通り第一の3か所の自転車置

場をサンプルとして、登録手数料が免除されている者を対象に、利用登録申請書及び減免申請書などに基づき、適切に登録手続きがなされているか否かを確認した。

その結果は、次表のとおりであり、サンプルとした14件のうち、利用登録申請書は全員から提出を受けていたものの、規則で定められている減免申請書については、その半数以下の6件の提出のみであった。ただし、減免申請書の提出がなされていないものの中には、利用登録申請書に生活保護を証する書面の写しが添付されているものや、減免条件に該当することを確認した旨のコメントが付記されているものもあり、必ずしも、減免審査自体がなされていないものではないと考える。

この要因としては、減免対象者は全て生活保護受給世帯の者であるが、利用登録する際に提出する利用登録申請書に、生活保護受給者の世帯主名、世帯番号及び開始年月日を記載する欄があることから、利用登録申請書に加えて、減免申請書の作成及び提出まで求めなかったということが考えられる。規則上、利用登録申請書に加えて提出する減免申請書の内容は、利用登録申請書の内容と重複していることから、区の事務上、申請書が1枚増加するのみであるとともに、利用者の立場からしても煩雑でしかない。今後、規則を改正し、減免申請書自体を利用登録申請書に統合することを検討することが、事務の効率化及び利用者の利便性の観点から望ましいものとする。

また、減免申請時には、国民健康保険証や証明書などの提示を受け、区の窓口にて、減免条件に合致しているか否か確認するが、特段、その写しなどの提出までは求めていない。このため、窓口にて確認した職員が、申請書にその旨を手書きで付記する運用が採られているが、統一的な記載となっておらず、場合によっては、こういった書面にて確認したか不明なものもある。確認できる書面は想定できることから、申請書に、あらかじめ各書面の名称を記載したチェック欄を設けておき、確認した際には、これにチェックする運用とするなど、改善することが望ましいものとする。

【利用登録申請書、減免申請書の提出状況】

| 自転車置場 | 減免者数 | 利用登録申請書 | | 減免申請書 | |
|---------|------|---------|------|-------|------|
| | | 提出者数 | 提出割合 | 提出者数 | 提出割合 |
| 南千住第四 | 1人 | 1人 | 100% | 0人 | 0% |
| 京成駅前 | 12人 | 12人 | 100% | 5人 | 41% |
| 道灌山通り第一 | 1人 | 1人 | 100% | 1人 | 100% |
| 合計 | 14人 | 14人 | 100% | 6人 | 42% |

・各論（委託業務・売却契約関連）

1. 委託業務の概要

平成25年度における主な委託業務は、以下の通りである（委託金額は決算額）。

【主な委託業務】

| 委託業務名 | 委託業者 | 業者の 決定方法 | 委託金額（千円） |
|-----------------------------------|-------------------------|-------------|----------|
| 自転車等放置防止・指導啓発業務委託 | 公益社団法人荒川区 シルバー人材センター | 随意契約 | 50,282 |
| 自転車置場整理業務委託 | 公益社団法人荒川区 シルバー人材センター | 随意契約 | 16,048 |
| 自転車保管場所管理・自転車等 返還業務委託 | 鈴村梱包運輸株式会社 | 提案型評価 | 15,263 |
| 放置自転車等撤去・運搬業務委託 | 有限会社諏訪運送店 | 競争入札 | 9,850 |
| 日暮里駅前自転車駐車場出入口 整理・補助等業務委託（注） | 株式会社ソーリン | 随意契約 | 1,922 |
| センターまちや自転車駐車場出 入口整理・補助等業務委託（注） | サイカパーキング 株式会社 | 随意契約 | 2,883 |

（注）各自自転車駐車場の指定管理者に随意契約。

2. 放置自転車撤去警告・指導啓発業務委託について

（1）委託契約の概要

荒川区では、駅周辺などで自転車等の利用者に対し放置防止の呼び掛けや放置自転車等の整理を、公益社団法人荒川区シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に委託している。

本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を根拠規定として、シルバー人材センターは、荒川区在住の高齢者が会員となっている社団法人であり、本件を委託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供することになること、

シルバー人材センターは平成11年度から本件業務を受託しており、これまでの履行状況は良好であることから、シルバー人材センターを契約相手方とした随意契約となっている。

(2) 業務内容

仕様書に記載されている業務内容は以下のとおりであり、これらの業務を、原則、荒川区内の主要駅である南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、新三河島、熊野前、三ノ輪の各駅において、年末年始を除く毎日、午前・午後の2回行っている。

| |
|---|
| 自転車等利用者に対する放置防止の呼び掛け 自転車等利用者に対する自転車置場・自転車等駐車場の利用方法・場所等の説明 放置自転車等への放置禁止啓発札の貼り付け 通行の妨げになった放置自転車等の整理（整理の際に自転車を移動させないこと） 区の定めた場所への放置禁止カラーコーン等の設置 放置自転車等撤去業務の作業 区で作成したチラシ等の配布 駅毎に責任者を選任し、責任者は受託者からの連絡を駅担当者に周知させる。 上記業務終了後、駅周辺の清掃 その他、業務内容に関して疑義が生じた場合は区と協議し定める。 |
|---|

= 監査の結果及び意見 =

(1) 業務指示及び業務実績の適切な把握について

シルバー人材センターは毎月の業務完了後、自転車等放置防止・指導啓発業務実施日数報告書を荒川区長に提出しているが、各駅の午前もしくは午後において、業務を実施したか否かが記載されているのみで、実際の業務内容が記載されていない。

また、仕様書では配置地域・時間表・年間日数が決められているのみであり、人員数については指定しておらず、シルバー人材センターが見積書において人員数を見積っているが、実際に何人の人員が投入されたかの報告は求めている。

しかし、本件委託業務のように、指導員が、放置自転車に対して撤去警告札を貼付し、自転車利用者に対して指導啓発などを行う業務においては、指導員の人員数自体が業務の効果に比例する可能性が高い。加えて、区の所管課が、現地にて委託業務の成果を確認する機会は少ないことから考えても、現状の方式により、委託業務が適切に遂行されていることを確認できていないと言え難い。

今後、この委託業務の性格からも、例えば、配置場所周辺の前年度の放置自転車台数を伝え、業務の適切な遂行に必要な人員数の判断を仰ぐなど、毎年度、見直しを図る必要があるものとする。また、区が提示した仕様に基づいて、受託業者であるシルバー人材センターが実施した業務の実績（配置人員数、業務ごとの実施結果、課題など。）

を区に報告する運用とし、委託業務の状況を適切に把握する必要がある。

【自転車等放置防止・指導啓発業務実施日数報告書 記載事例】

| | | | |
|------------------------------------|-------|------|-------------------------|
| 自転車等放置防止・指導啓発業務実施日数報告書 | | | |
| | | | 平成 26 年 3 月 31 日 |
| 荒川区長殿 | | | |
| 自転車等放置防止・指導啓発業務について、下記のとおり報告いたします。 | | | |
| 報告者（受託者） | | 住所 | × × × × |
| | | 氏名 | 公益社団法人 荒川区シルバー人材センター |
| 平成 26 年 3 月 西日暮里駅（午前） | | { | A 契約業務を実施しました。 |
| | | | B 契約業務を中止しました。 |
| 実施日 | 啓発指導 | 実施日 | 啓発指導 |
| 1 日 | A / B | 17 日 | A / B |
| 2 日 | A / B | 18 日 | A / B |
| 3 日 | A / B | 19 日 | A / B |
| （以下、省略） | | | |
| 15 日 | A / B | 31 日 | A / B |
| 16 日 | A / B | | |
| のべ、31日間、契約業務を実施しました。 | | | |

（2）委託業務の品質向上策について

第38回荒川区政世論調査（平成26年1月）において、現在、区が力を入れていると思う事業を調査しているが、放置自転車対策は第2位となっている。過去5年の調査でも、放置自転車対策は第2位又は第3位となっており、区民からも注目されている事業であることが窺える。区内の放置自転車数自体も減少傾向にあるが、これには、当該委託業務についても、一定程度、貢献してきたものと思われる。

日々、熱心に仕事に取り組んでいる方々がほとんどであるが、もっと効率よく自転車の整理をすべき、一部職員の仕事が不十分である、挨拶がないなどの声が上がっているとのことである。こうした中で、区の所管課によれば、平成26年3月に、区とシルバー人材センターとで、研修会を共同開催し、業務内容の再確認を行うなど、会員の意識啓発に努めているとのことであるが、年間5千万円を超える委託費を拠出している事業者であり、シルバー人材センターに対して、指導啓発業務などに係る質の向上策を更に求めるべきである。例えば、シルバー人材センター内で、長年、本件業務に従事し、評判の良い職員をモデルとして研修を実施するとともに、現場の指導員の業務実施状況を把握し、評価する枠組みを構築することなどが想定されるが、仮に、シルバー人材センターの体制では、自前で研修や現場管理などを行うことが困難ということであれば、自転車駐車場周辺のエリアについては、各指定管理者に撤去警告・指導啓発等業務を委託し、その要員は、シルバー人材センターから雇用することを条件とすることも考えられる。

いずれにしても、業務の質を継続的に向上させるような方策を、受託事業者であるシルバー人材センターに求めていく必要がある。

(3) 指定管理者との連携について

今般の監査において、自転車駐車場の指定管理者にヒアリングしたところ、自転車駐車場周辺にて撤去警告や指導啓発業務を行っているシルバー人材センターとの間において、特段の連携はなされておらず、定期的な情報交換の場も設置されていないとのことである。

今後、区、同一のエリアにおいて、同じ放置自転車対策事業の一翼を担う事業者である自転車等駐車場の指定管理者及びシルバー人材センターとの間において、定期的な情報交換や連携策を検討する場を設置し、効果的な事業実施を図ることが望ましい。

(4) 仕様書に記載された業務内容の整理について

仕様書上、業務内容の一つとして、「放置自転車等撤去業務の作業」が記載されているが、現実には、シルバー人材センターは行っておらず、区の所管課も求めていないとのことである。仕様書は、契約書の一部を構成するものであり、実施が想定されない業務については、速やかに削除することが望ましい。

3. 放置自転車等の撤去業務委託について

(1) 委託契約の概要

荒川区では、放置自転車等撤去・運搬業務委託について、過去3年間の貨物運送における実績(官公庁実績300万円以上又は民間実績600万円以上)を要件として、営業種目「運搬請負」に登録のある区内業者5社を対象とした制限付き一般競争入札を実施し、業者を選定している。

(2) 業務内容

仕様書に記載されている業務内容は、以下のとおりである。

放置自転車等撤去

- ・ 放置自転車等(放置禁止区域内は撤去警告札を取付けてから1時間以上経過した後、放置禁止区域外は撤去警告札を取付けてから1週間以上経過した自転車等)は撤去警告札の日時を確認し撤去する。
- ・ 撤去自転車等をトラックに積み上げる前は、近隣の金融機関・商店等にこれから放置自転車等を撤去する旨を周知する(車上放送等)。
- ・ 放置禁止区域内においては、放置自転車等撤去後、チョークで路上に撤去した旨大きく表示をする。また、必要に応じて警告看板等にも撤去した旨表示をする。
- ・ 撤去自転車等を保管場所に収容後「撤去状況報告書」を作成する。
- ・ 保管場所責任者の指示により、撤去自転車等保管台帳作成の補助をする。
- ・ 撤去自転車等のカゴ・荷台等にあるゴミ類については、受託者の責務において回収し分別の上、関係法令に基づき処分する。
- ・ 業務責任者は、区職員の指示により、放置防止バリケードや放置防止看板等の設置を行う。

放置自転車等運搬

- ・ 撤去自転車等は各放置場所から三河島自転車保管場所等に運搬する。運搬の際には、自転車を破損させないよう細心の注意を払う。
- ・ 撤去自転車等のうち、明らかに機能を喪失していると思われる自転車等(機能を喪失している自転車の認定は、区職員が行う)は宮地自転車保管場所等に運搬する。業務責任者は、運搬先等に変更があった場合、区担当者の指示に従う。
- ・ 保管場所責任者の指示により、三河島自転車保管場所にある自転車等を宮地自転車保管場所に運搬する。

- ・ 運搬の実施は、荒川区指定日に実施する。
- ・ 業務責任者は、その他区職員及び保管場所責任者の指示により、自転車等を指定場所へ運搬する。

保管自転車等整理等

業務責任者は、保管場所責任者及び区職員の指示により、撤去自転車等の整理・配置替え等を行う。

その他

業務責任者は、業務内容に関して区職員の指示に従う。

(3) 平成25年度における自転車等の撤去実績

次表は、業務委託業者である有限会社諏訪運送店から提出される、各月の放置自転車等の撤去報告を基礎に、発地、作業内容及び着地別に撤去台数をまとめたものである。

撤去については、南千住駅・町屋駅・日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅・熊野前駅・赤土小前駅で行われ、三河島自転車保管場所へ運搬される。また、保管期間が概ね1か月を経過した自転車等は三河島自転車保管場所から宮地陸橋下保管場所(無人)へ移送される。

着地のうち真土は、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に、障害者活動及び国内リサイクルの一環として撤去自転車を譲与するためのものである。熊野前は、海外リサイクルの一環として、再生自転車海外譲与自治体連絡会(MCCOBA)の整備場所に移送するものである。また、白井エコセンターと板橋は、原動機付自転車を、廃棄処分のため、足立区又は板橋区に移送しているものである。

なお、苦情などにより撤去された自転車等は、南千住の自転車保管場所(無人)へ運搬される。

【平成25年度における撤去台数の発地別などの内訳】 (単位：台)

| 発地 | 作業内容 | 着地 | 平成25年度合計 | | |
|-----------|------|----------|----------|----|-----|
| | | | 自転車 | 廃棄 | 原付 |
| 南千住駅 | 撤去 | 三河島 | 858 | 0 | 0 |
| 町屋駅 | 撤去 | 三河島 | 2,258 | 0 | 10 |
| 日暮里駅 | 撤去 | 三河島 | 1,274 | 0 | 14 |
| 西日暮里駅 | 撤去 | 三河島 | 1,718 | 0 | 24 |
| 三河島駅 | 撤去 | 三河島 | 319 | 0 | 1 |
| 熊野前駅 | 撤去 | 三河島 | 127 | 0 | 2 |
| 赤土小前駅 | 撤去 | 三河島 | 76 | 0 | 0 |
| 撤去小計 | | | 6,630 | 0 | 51 |
| 三河島 | 移送 | 宮地 | 3,800 | 0 | 31 |
| 三河島 | 移送 | 熊野前 | 24 | 0 | 0 |
| 宮地 | 移送 | 三河島 | 5 | 0 | 1 |
| 宮地 | 移送 | 真土 | 568 | 0 | 0 |
| 宮地 | 移送 | 熊野前 | 192 | 0 | 0 |
| 宮地 | 移送 | 白井ICセンター | 0 | 0 | 20 |
| 宮地 | 移送 | 板橋 | 0 | 0 | 20 |
| 真土 | 移送 | 宮地 | 67 | 0 | 0 |
| 真土 | 移送 | 熊野前 | 56 | 0 | 0 |
| 熊野前 | 移送 | 南千住 | 13 | 0 | 0 |
| 熊野前 | 移送 | 宮地 | 124 | 0 | 0 |
| 陳情 | 撤去 | 南千住 | 1,693 | 0 | 15 |
| 陳情 | 撤去 | 三河島 | 0 | 0 | 8 |
| 移送小計 | | | 6,542 | 0 | 95 |
| 合計 | | | 13,172 | 0 | 146 |
| 配車台数 | | | 318 | | |
| 配車1台当たり台数 | | | 42 | | |

(有限会社諏訪運送店からの放置自転車等の撤去報告より集計)

= 監査の結果及び意見 =

(1) 撤去業務の実施日時について

現状では平日のみ撤去が行われており、平日の夜間撤去が週1回行われている状況である。放置自転車の状況にもよるが、平日の夜間撤去や休日を行うことに啓発的效果があると考えられることから、費用対効果を考慮した上で、夜間撤去の回数の増加や、年に数回程度は、休日の撤去業務を実施することについても検討することが望ましい。

(2) 南千住自転車保管場所に收容される自転車について

南千住自転車保管場所に收容される自転車は、区役所やその他の区施設(区民事務所、図書館、保育園、小・中学校、あらかわ遊園など)の駐輪場に長期間に渡って置かれていて所有者が現れず、引き取り手のない自転車、公園やひろばなどに長期間に渡って置かれていて、所有者が現れず、引き取り手がなく、道路公園課により持ち込まれた自転車、放置禁止区域外に放置されていて、苦情・通報などにより区職員が警告したにもかかわらず、1週間経過してもなお所有者が現れず同じ状況のままの場合に撤去した自転車で、自転車として利用することが難しいもの、かつ防犯登録がされていないか番号が読み取れないものとのことである。

このうち については、放置防止条例第13条、第15条第1項但し書き、同施行規則第4条、第5条第2項に基づき、自転車等を撤去しているものである。これに対して

については、各施設からの依頼に基づくもので、条例第15条に基づく撤去した自転車等に対する措置とは異なるとのことである。今後、条例の枠内に含めて運用するか、別途、明確な根拠規定を策定して運用すべきと考える。

【放置防止条例】

第13条 区長は、放置禁止区域外の公共の場所において、自転車等の放置により良好な生活環境が阻害されていると認めるときは、自転車等の利用者等に対し、放置をすることのないよう指導するものとする。

2 区長は、前項に規定する措置を講じてもなお自転車等の放置がされているときは、当該自転車等を撤去することができる。

第15条 (省略)ただし、明らかに自転車等の機能を喪失していると認められ、かつ、利用者等の確認ができないものについては、直ちにこれを処分することができる。

【放置防止条例同施行規則】

第4条 区長は、(省略)自転車等を撤去しようとするときは、あらかじめ次に掲げる撤去警告札により警告又は指導するものとする。(以下、省略)

第5条

2 区長は、前条第2号の規定による指導をした後、7日を経過してもなお自転車等の放置がされているときは、当該自転車等を撤去するものとする。

4. 三河島自転車保管場所管理・自転車等返還業務委託について

(1) 委託契約の概要

荒川区では、撤去された自転車等を三河島自転車保管場所に受入れ、概ね1か月間同保管場所で保管し(その期間を過ぎたものは、宮地陸橋下保管場所へ移送される。)自転車等の引取者に対して返還する業務を鈴村梱包運輸株式会社に委託している。

本契約は、地方自治法施行令第167条の10第1項第2号を根拠規定として、履行体制確認型提案評価により、5社からの提案について外部委員を含めた評価委員会を設けて総合的に審査・評価を行って、委託候補者を選定しており、鈴村梱包運輸株式会社を相手方とした随意契約(3年間の長期継続契約)となっている。

(2) 撤去した自転車等の返還

荒川区が発行している区政ポケットブック2013(平成25年度版)によれば、概要は以下のとおりである。なお、保管業務時間は午前8時30分から午後8時30分までとなっている。

自転車等保管場所

| 名称 | 所在地 | 面積(m ²) | 保管可能台数 | 開設年月 |
|-------|---------|---------------------|--------|---------|
| 三河島 | 西日暮里1-6 | 1,037 | 1,000 | 平成2年1月 |
| 宮地陸橋下 | 西日暮里1-1 | 1,001 | 700 | 昭和61年4月 |
| 計 | | 2,038 | 1,700 | |

自転車等の返還

| | |
|----------|----------------------|
| 返還場所 | 三河島自転車保管場所 |
| 返還に必要なもの | 身分証明書、撤去手数料、鍵 |
| 返還日 | 祝日、12月29日から1月3日を除く毎日 |
| 返還時間 | 午前9時から午後8時まで |

撤去手数料の推移

| 区分 | 昭和61年～ | 平成9年～ | 平成12年～ |
|---------|--------|--------|--------|
| 自転車 | 2,000円 | 3,000円 | 5,000円 |
| 原動機付自転車 | 3,000円 | 4,500円 | 7,500円 |

(3) 撤去した自転車等の返還・処分・リサイクル台数

荒川区が集計した、平成21年度から平成25年度までの撤去した自転車・原動機付自転車の返還・処分・リサイクル台数は、以下のとおりである。

撤去した自転車の返還・処分・リサイクル台数

(単位：台)

| 区分 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|---------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 撤去 | 10,577 | 9,036 | 11,275 | 10,211 | 8,328 |
| 返還 | 3,397 | 2,696 | 4,188 | 4,030 | 3,165 |
| 廃棄 | 3,248 | 3,220 | 4,205 | 3,689 | 0 |
| 売却 | 3,280 | 2,295 | 1,958 | 1,823 | 4,956 |
| 区内リサイクル | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 |
| 海外リサイクル | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(注) 返還、処分の合計が撤去台数に一致しないのは、撤去後、概ね2か月間保管していることによる。

撤去した原動機付自転車の返還・処分台数

(単位：台)

| 区分 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 撤去 | 57 | 39 | 68 | 66 | 77 |
| 返還 | 14 | 15 | 26 | 44 | 46 |
| 廃棄 | 25 | 29 | 0 | 45 | 39 |
| 売却 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区内リサイクル | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 海外リサイクル | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注) 返還、処分の合計が撤去台数に一致しないのは、撤去後、概ね2か月間保管していることによる。

(4) 各業務の内容

仕様書に記載されている業務内容は以下のとおりである。

撤去自転車等の受入れ業務

- 1) 保管所への搬入可能台数を撤去日の午前9時までに電話で区に報告する。

- 2) 放置自転車撤去前までに、撤去自転車管理システムにより撤去予定台数分の整理番号シールを印刷する。
- 3) 放置自転車等撤去警告後、区の担当者から通常撤去業務指示書を受け取る。
- 4) 撤去され搬入された撤去自転車等の台数を確認し、通常撤去業務指示書を区に戻す。

保管業務

- 1) 撤去自転車等を所定場所に保管し、あらかじめ印刷した整理番号シールを貼付した管理札を取り付ける。
- 2) 撤去日・撤去駅毎に自転車等を整理する。
- 3) 撤去自転車管理システムによる自転車等保管台帳の作成（搬入車の特徴、所有者名義、防犯登録番号、メーカー名、標識番号等（車体番号含む）、自転車置場等登録者承認番号の記載）及び区への転送を行う。

返還業務

- 1) 保管場所の円滑な管理返還業務を実施するため、撤去業務・処分業務との連携を図る。
- 2) 自転車等の引取者に対しては、条例等に基づく撤去業務・処分業務について説明し、放置自転車問題を理解して貰うよう対応をする。
- 3) 宮地陸橋下保管場所（保管期間が概ね1か月を経過した自転車等が移送されている。）にある自転車等の返還については、業務従事者が三河島保管場所に運搬し、三河島保管場所において自転車等を返還する。

撤去費用受領業務

- 1) 引取者に、撤去自転車管理システムから出力した返還請求書に、引取者の住所・氏名等を記入してもらい、記入内容を確認後、領収書券売機に手数料を納入してもらう。
- 2) 領収書に領収印を押印（委託先の領収印）する。
- 3) 受領した撤去手数料は、区が発行する納付書により金融機関に納付する。
- 4) 納付書の領収書・返還請求書及び券売機の日計表により翌日又は翌々日までに収納状況を区に報告する。

その他

- 1) 三河島自転車保管場所・宮地陸橋下保管場所の清掃を実施する。
- 2) 三河島自転車保管場所の開閉及び機械警備の開始・解除をする。
- 3) 宮地陸橋下保管場所への移送指示は撤去実施日とする。
- 4) 撤去等業務委託者に一定期間（約1か月）経過した自転車等を宮地陸橋下保管場所へ移送するよう指示し宮地陸橋下保管場所の収容、整理を監督する。

- 5) 侵入事件等が発生した場合、通報等を受けたときは直ちに適切な対応をとる。
- 6) 苦情等があった場合は、区に直ちに報告する。
- 7) 撤去自転車等は、盗難防止のため鎖掛けの装着・取り外しを行う。
- 8) 自転車保管場所について欠員が発生した場合は、本社職員等により、即座に補充する。
- 9) チェーン錠切断者の請求に対しては、初回のものに限り、チェーン錠を支給し、チェーン錠引渡し者名簿に記入する。
- 10) 業務遂行中は事故防止のため、必要に応じてヘルメットを着用する。

平成21年度から、自転車保管台帳システムを導入している。保管場所においてPDA（携帯情報端末）による撤去情報の入力及び業務システムによる帳票出力など（返還請求書など）があるので、パソコン操作ができる職員を従事させること。

= 監査の結果及び意見 =

(1) 返還率向上策の検討について

平成21年度から平成25年度までにおける、自転車及び原動機付自転車に係る撤去台数、返還台数及び返還率は、以下のとおりである。

(単位：台)

| 項目 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|----------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 撤去() | 10,634 | 9,075 | 11,343 | 10,277 | 8,405 |
| 返還() | 3,411 | 2,711 | 4,214 | 4,074 | 3,211 |
| 返還率(/) | 32.1% | 29.9% | 37.2% | 39.6% | 38.2% |

また、次表は、平成24年度実績における23区の返還率について、返還率の高い順に並べたものである（出典：「平成25年度調査 駅前放置自転車の現況と対策」東京都青少年・治安対策本部）。

| 順位 | 区名 | 返還率 | 順位 | 区名 | 返還率 |
|----|------|-------|-------|------|-------|
| 1 | 文京区 | 71.6% | 13 | 足立区 | 53.0% |
| 2 | 目黒区 | 71.5% | 14 | 練馬区 | 52.4% |
| 3 | 渋谷区 | 67.7% | 15 | 江東区 | 49.6% |
| 4 | 世田谷区 | 66.8% | 16 | 中野区 | 47.3% |
| 5 | 杉並区 | 66.5% | 17 | 千代田区 | 45.7% |
| 6 | 葛飾区 | 64.1% | 18 | 墨田区 | 45.3% |
| 7 | 大田区 | 63.0% | 19 | 新宿区 | 43.3% |
| 8 | 江戸川区 | 61.3% | 20 | 港区 | 40.2% |
| 9 | 品川区 | 61.2% | 21 | 荒川区 | 39.6% |
| 10 | 豊島区 | 60.2% | 22 | 台東区 | 34.6% |
| 11 | 北区 | 57.5% | 23 | 中央区 | 10.3% |
| 12 | 板橋区 | 54.3% | 23区平均 | | 57.7% |

【自転車の撤去手数料が5,000円の区】

| 区名 | 撤去手数料 | 返還率 |
|-----|------------------------------|-------|
| 豊島区 | 自転車：5,000円 原動機付自転車：8,000円 | 60.2% |
| 北区 | 自転車：5,000円 | 57.5% |
| 中野区 | 自転車：5,000円 | 47.3% |
| 荒川区 | 自転車：5,000円 原動機付自転車：7,500円 | 39.6% |
| 台東区 | 自転車：5,000円 | 34.6% |

平成22年度より午後8時まで返還時間を延長したことによって、返還率は、平成23年度以降、30%台の後半まで回復しているが、23区平均(平成24年度)が57.7%であることと比較すると、未だ低い返還率となっている。返還率を高めるためには、撤去手数料の弾力性を検討した上で、これを引き下げること検討の余地があるものと考えられるが、一方で、撤去手数料が5,000円と同水準の豊島区や北区においても50~60%の返還率となっている。放置する者の年齢層、放置自転車等の価格帯、常習性の有無や自転車窃盗などの犯罪に起因するの否かなど、放置の発生要因によっても、返還率に相違が生じるものと推測されるが、返還施策の実施方法によっても違いが生じている可能性もある。

今後、撤去手数料の弾力性を検討するだけでなく、他区の返還業務の実施体制などを参考に、荒川区における放置自転車の発生要因などの実態を把握した上で、返還率の向上策を検討する必要がある。

(2) 仕様書の業務内容と実際の業務との相違について

上記(4)各業務の内容 1)「保管所への搬入可能台数を撤去日の午前9時までに電話で区に報告する」については、現状では、保管場所が一杯の状態にならないと連絡は来ないとのことである。しかし、平成23年秋頃に放置自転車台数が多くなり撤去台数が増加したことがあり、保管場所の収容能力が限界に近くなった時期もあるが、それ以降は一杯になったことはないとのことである。実態に合わせて仕様書の記載を変更すべきである。

また、同じく 3)に記載の自転車等保管台帳については、撤去自転車管理システムに入力する前に手書きの自転車等保管台帳を記入しており、撤去実施日翌日には、手書きの自転車等保管台帳を荒川区に送付して、荒川区では手書きの自転車等保管台帳を見ながら所有者からの問合せに対応しているとのことである。この点についても実態に合わせて仕様書の記載を変更すべきである。なお、10)によれば、事故防止のため、必要に応じてヘルメットを着用することとあるが、三河島自転車等保管場所を視察した際、委託業者の社員に尋ねたところ、ほとんど着用することは無いとのことであった。しかし、保管場所が線路の高架下ということもあるため、こういった場合に着用を義務付けるのか、区と委託業者との間で整理し、合意しておくことが望ましい。

(3) 撤去報告と保管場所受入れ台数との相違について

鈴村梱包運輸株式会社が毎月荒川区に報告している、「保管場所の管理及び自転車返還業務報告書」の撤去受入台数と有限会社諏訪運送店の撤去報告台数を比較したところ、自転車については熊野前駅と赤土小前駅の間における入り繰り(いずれかの業者の記載ミス)や一部不明なものがあったものの、大きな差異は検出されなかった。また、原動機付自転車については10台ほど不明差異があるが、これは苦情で南千住保管場所に移送したものが、その後、三河島保管場所に移送されている可能性なども考えられるが、これ以上の追跡は困難であった。今後も定期的に両報告書を確認するなどにより、適切な台数管理を図ることが望まれる。

なお、現状、撤去・運搬業務と保管場所管理・返還業務を別々の業者に委託しているが、一連の流れから考えると同一の業者に委託する方が効率的とも考えられる。今後、費用対効果を考慮して検討することが必要である。

【年間の撤去受入台数と撤去報告台数】

(単位：台)

| 区分 | 鈴村梱包運輸 からの撤去受 入台数 | 諏訪運送店か らの撤去報告 台数 | 差異(-) | 差異理由 |
|------|-------------------------|------------------------|---------|------|
| 三河島 | | | | |
| 自転車 | | | | |
| 南千住 | 858 | 858 | 0 | |
| 町屋 | 2,259 | 2,258 | 1 | 注1 |
| 日暮里 | 1,277 | 1,274 | 3 | 注2 |
| 西日暮里 | 1,718 | 1,718 | 0 | |
| 三河島 | 317 | 319 | 2 | 注3 |
| 熊野前 | 125 | 127 | 2 | 注2 |
| 赤土小前 | 78 | 76 | 2 | 注2 |
| 計 | 6,632 | 6,630 | 2 | |
| 原付 | 69 | 51 | 18 | 注4 |
| 宮地 | | | | |
| 自転車 | 0 | 0 | 0 | |
| 原付 | 0 | 0 | 0 | |

【差異理由】

(注1) 鈴村梱包運輸株式会社の記載ミス。

(注2) 有限会社諏訪運送店の記載ミス。

(注3) 受入前に取りに来たためと思われる。

(注4) 陳情撤去による三河島着が8台、後は不明(南千住保管場所のものを持っている可能性がある。)。

(4) 返還業務報告書と放置自転車手数料歳入金額との相違について

撤去費用を徴収した放置自転車等を対象として、鈴村梱包運輸株式会社作成の「保管場所の管理及び自転車返還業務報告書」の返還台数及び収納金額と荒川区作成の「平成25年度放置自転車撤去手数料歳入状況表」の調定額総額とを照合したところ、次表のとおり、7,500円差異が生じていた。これは、鈴村梱包運輸株式会社の平成25年4月分の報告書中、4月30日返還の原動機付自転車1台が記載漏れだったためと考えられる。

荒川区の歳入処理には問題ないが、今後は、委託業者から提出される報告書の記載漏れに注意し、内容を確認することが必要である。

【返還台数及び返還手数料収納金額】

(単位：台、円)

| 年月 | 返還台数 | | | | | 収納金額 |
|-----------------------|----------|----|----------|----|-------|------------|
| | 自転車(有料分) | | バイク(有料分) | | 合計 | |
| | 三河島 | 宮地 | 三河島 | 宮地 | | |
| H25.4 | 231 | 0 | 4 | 0 | 251 | 1,185,000 |
| H25.5 | 290 | 0 | 5 | 0 | 315 | 1,487,500 |
| H25.6 | 233 | 0 | 5 | 0 | 267 | 1,202,500 |
| H25.7 | 291 | 0 | 4 | 0 | 327 | 1,485,000 |
| H25.8 | 350 | 0 | 3 | 0 | 387 | 1,772,500 |
| H25.9 | 250 | 0 | 1 | 0 | 284 | 1,257,500 |
| H25.10 | 235 | 0 | 5 | 0 | 263 | 1,212,500 |
| H25.11 | 240 | 0 | 4 | 0 | 271 | 1,230,000 |
| H25.12 | 198 | 0 | 2 | 0 | 217 | 1,005,000 |
| H26.1 | 238 | 0 | 3 | 0 | 254 | 1,212,500 |
| H26.2 | 159 | 0 | 4 | 0 | 174 | 825,000 |
| H26.3 | 186 | 0 | 4 | 0 | 200 | 960,000 |
| 合計() | 2,901 | 0 | 44 | 0 | 3,210 | 14,835,000 |
| 撤去手数料 歳入状況表 () | 2,901 | 0 | 45 | 0 | 3,211 | 14,842,500 |
| 差異 (-) | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 7,500 |

(5) 撤去費用免除申請書について

放置防止条例施行規則第16条第1項において、撤去費用を免除することができる場合は、撤去した自転車等が次のいずれかに該当するものであるときとすると定められている。

盗難にあったものであって、当該自転車等を撤去した日前に当該自転車等に係る盗難届が警察署に受理されているもの
緊急、急病その他やむを得ない理由により放置がされたもの

また、同条第2項において、撤去に要した費用の免除を受けようとする者は、撤去費用免除申請書に同項に掲げる免除事由に該当することを証する書類を添付した上区長に申請しなければならないとされている。

平成25年4月の撤去費用免除申請書を確認したところ、撤去費用免除申請書には特に理由が書いておらず、放置自転車等返還申請書の備考欄に荒川区の職員に確認してその他の免除で返還するとのコメントが記載されているものが複数見受けられた。その他の免除として認められるケースとしては、遠方で自転車の盗難にあったことに被害者が気付いておらず、被害届が提出されたのが遅れる場合、警察署に行ったが防犯登録番号が分からないためすぐに被害届を受け付けてもらえず、翌日以降になって受理される場合、自転車置場の利用料を支払っていたもののシールを貼付しておらず撤去されてしまった場合などが考えられるとのことである。あくまでもやむを得ない場合に限り、処理自体には問題ないと思われるが、証跡として、どのような理由から免除されているものかを、返還時に明確に記入する運用とすることが必要である。

(6) 海外譲与・リサイクル・売却の場合の撤去自転車管理システムへのバーコード入力について

海外譲与・リサイクル・売却の場合の撤去自転車管理システムへのバーコード入力については、荒川区の職員がバーコードを回収し、当日又は後日バーコードを撤去自転車管理システムに入力しているとのことである。バーコードが取れてしまっているケースもあり、正確に管理することができないこともあるとのことであるが、保管自転車現在高日報にて、ある程度一元的に管理するためにも、海外譲与・リサイクル・売却を区別して入力するとともに、後日、バーコード入力した場合でも、日付は実施日の日付で入力するなどの対応が必要と考えられる。

(7) 三河島保管場所の期末実地棚卸しについて

三河島保管場所において、現状では年度末に実地棚卸しは実施していないとのことである。受払管理の妥当性を確認するためにも、年度末においてサンプルで地域・撤去日を指定して実地棚卸しを実施することを検討すべきと考えられる。

5. 撤去した放置自転車の売却契約について

(1) 自転車の売却

荒川区では、放置防止条例第15条、同施行規則第9条に基づき、撤去した自転車等を撤去日の翌日から起算して2か月間保管した後、返還することができない自転車等については当該自転車等を売却し、又は、廃棄などの処分をすることができるとしている。従来、使用できない自転車は廃棄処分し、それ以外を売却していたが、経費の縮減と資源の有効活用を図るため、平成25年度より、使用できない自転車についても一括して売却することとした。なお、原動機付自転車については、売却せず全て廃棄処分している。

また、自転車等を売却した場合において、告示日から6か月を経過する日までに当該自転車等の利用者などがその返還を求めたときは、荒川区は売却代金を返還することとしている。したがって、告示日から6か月経過すると区の補償義務がなくなることから、正式に歳入処理されることになる。

(2) 物品売却契約

荒川区では、撤去した放置自転車の売却について、年間の物品売却契約をシンコー商会株式会社と締結している。本契約に当たっては、契約の内容や確実な履行を担保する必要性から 都道府県公安委員会の古物商許可を受けていること、中古自転車の海外輸出実績があることの2点を条件に、対応する種目「不用品買受」、品目「自転車・自動車」に登録されている7社で、指名競争入札を行っている。

(3) 引渡し及び売却手続

仕様書によれば、撤去した放置自転車の引渡しは、毎月第一週（第一週が、土日祝祭日のみの場合は、翌週）に、区が指定する日時及び場所において行うものとし、同月内に追加で引渡しが必要になった場合は、別途協議の上、行うものとするとしている。実際、毎月第一週に宮地陸橋下自転車保管場所における引渡しが行われており、4月を除く毎月20日前後に南千住自転車保管場所における引渡しが行われている。

また、仕様書によれば、買受者は、区が指定する自転車を原則全て買い受けること、買受けた自転車は自転車として他国へ輸出することとし、日本国内への再輸入は禁止することなどが定められている。そして、買受者は、輸出の都度速やかに撤去した放置自転車輸出報告書及び輸出を証明する書類（通関証明、インボイスなどのほか区が請求する書類）を区に提出するとともに、区から買受けた自転車が輸出先に到着した際には、

撤去した放置自転車到着報告書により区に報告しなければならないとされている。

なお、荒川区が集計した平成21年度から平成25年度までの撤去した自転車・原動機付自転車の廃棄・売却台数は、前述のとおりであり、荒川区が集計した平成25年度における保管場所別売却台数、売却金額の状況は次表のとおりである。

【保管場所別売却台数及び売却金額の月次推移】 (単位：台、円)

| 年月 | 宮地陸橋下 自転車 保管場所 | 南千住 自転車 保管場所 | 合計 | 売却金額 |
|--------|----------------------|--------------------|-------|-----------|
| H25.4 | 300 | 0 | 300 | 437,220 |
| H25.5 | 179 | 254 | 433 | 631,054 |
| H25.6 | 230 | 292 | 522 | 760,762 |
| H25.7 | 215 | 216 | 431 | 628,139 |
| H25.8 | 266 | 126 | 392 | 571,300 |
| H25.9 | 245 | 191 | 436 | 635,426 |
| H25.10 | 297 | 107 | 404 | 588,789 |
| H25.11 | 344 | 247 | 591 | 861,323 |
| H25.12 | 245 | 114 | 359 | 523,206 |
| H26.1 | 277 | 130 | 407 | 593,161 |
| H26.2 | 245 | 127 | 372 | 542,152 |
| H26.3 | 181 | 128 | 309 | 450,336 |
| 合計 | 3,024 | 1,932 | 4,956 | 7,222,868 |

(25年度シンコー商会株式会社自転車売却資料より作成)

= 監査の結果及び意見 =

(1) 契約書における消費税の記載誤りについて

平成25年4月1日にシンコー商会株式会社と締結した物品売却契約書を閲覧したところ、契約金額に関する消費税額が誤っていた。契約単価1,457.4円から推定される消費税は69.4円と記載すべきところ、66.3円と記載されていた。

原因は、前年度(平成24年度)契約書を当年度(平成25年度)契約書に変更する際に誤って消費税額を訂正し忘れて、前年度金額をそのまま使用したためと思われる。来年度以降誤りがないよう注意されたい。

(2) 放置自転車売却契約締結に当たっての入札手続きについて

本件は業務の内容や契約予定単価の関係から、主管課を担当とする指名競争入札で行われている。業務の性質上東京都近隣の県に自転車が置ける広い場所を有する会社に限定され、また、都道府県公安委員会の古物商許可を受けていることや中古自転車の海外輸出実績があることも条件となることから、受託できる業者が限定されてしまうため、指名競争入札としているとのことである。また、23区の中でも売却台数が少ないことから、その点でも受嘱する業者が限定されるとのことであった。

区役所内の必要な手続きも経たうえて指名競争入札を行っていることから、手続的には問題はないものと考えられるが、より広く公平に入札を行うべく一般競争入札によることも、検討することが望ましい。

(3) 原動機付自転車の売却について

現在、保管期間が経過した原動機付自転車は売却せず、全て廃棄処分としている。区所管課によれば、まずは保管台数の多い自転車を中心として改善を図ってきたものの、原動機付自転車の処分方法の見直しはなされていないのが現状とのことである。

他区においては、原動機付自転車についても売却処分の対象としているところもあることから、今後、売却処分の可能性を速やかに検討し、より財政負担の低い処分方法とすることが必要である。